

# 官房参事官(上下水道技術)

## 官房参事官（上下水道技術）の取組

- (1) 官房参事官（上下水道技術）の業務について
- (2) 上下水道の令和7年度予算について
- (3) 上下水道の令和6年度補正予算について
- (4) 国土強靱化実施中期計画（素案）について
- (5) 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた対応等について
  - 1) 事故概要
  - 2) 下水道管路施設に対する緊急点検および路面化空洞調査について
  - 3) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会について
  - 4) 下水道管路の全国特別重点調査について
- (6) 技術開発及び新技術の実装推進について
  - 1) 新技術の導入に関する財政支援制度（新世代下水道支援事業【新技術活用型】）
  - 2) 革新的技術実証事業（AB-Cross、B-DASH）
  - 3) 異業種技術の下水道事業への活用について
  - 4) 上下水道科学研究費補助金について
  - 5) AIによる下水処理場運転操作デジタルトランスフォーメーション(DX)検討会について
- (7) 浸水対策の推進について
  - 1) 「流域治水」と下水道による浸水対策の推進について
  - 2) 内水浸水想定区域図等の作成促進について
  - 3) 樋門等操作規則の策定促進について
  - 4) 水位周知下水道の導入促進について
  - 5) 下水道による浸水対策に関する事業制度
  - 6) 河川やまちづくりとの連携について
- (8) 雨天時浸入水対策の推進について
  - 1) 雨天時浸入水対策ガイドラインについて
  - 2) 雨天時浸入水対策計画の策定等について
- (9) 流域別下水道整備総合計画の協議の見直しについて
- (10) 水環境管理の推進について
  - 1) 栄養塩類の能動的運転管理の推進について
  - 2) 合流式下水道の改善対策について
  - 3) 高度処理の推進について
  - 4) 下水処理場における水質とエネルギーの最適管理について
  - 5) 戦略的な水環境管理のあり方検討会
- (11) 水質規制に関する制度改正等について
  - 1) 下水道法施行令の改正等（水質基準）
  - 2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に関する取り組みについて

## (1) 官房参事官（上下水道技術）の業務について

令和6年4月1日より、新たに官房参事官が設置された。官房参事官では、(旧)流域管理官の所掌業務（浸水対策、水質・水処理関係等）に加え、上下水道の予算総括、水道行政移管後のフォロー、(旧)下水道企画課が所掌していた下水道の技術開発に加え、水道の技術開発に関する業務を所掌している。主な業務は以下のとおり。

### (1) 予算総括

- 水道事業・下水道事業予算の要求
- 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の要求

### (2) 上下水道事業の連携

- 上下水道連携施策の企画立案
- 上下水道地震対策検討委員会
- 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
- 移管後の円滑な業務推進のフォローアップ

### (3) 技術開発

- AB-cross、B-DASH
- 下水道応用研究
- 上下水道科学研究費

### (4) 流域治水

- 特定都市河川指定・流域水害対策計画等に基づく取組の推進
- 水防法関連業務
- 内水浸水想定区域図の作成促進
- 雨水管理総合計画に基づく取組の推進

### (5) 流域水管理

- 戦略的な水環境管理のあり方検討
- 流域別下水道整備総合計画
- 放流水質基準等

### (6) 水処理等

- 栄養塩類の能動的運転管理の推進
- 特定水域における合流式下水道の改善の取組の推進
- 雨天時侵入水対策計画の策定等取組の推進
- 下水サーベイランス

## (2) 上下水道の令和7年度予算について

### 基本的な方針

- 能登半島地震の被害や人口減少等を踏まえ「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けて以下の取組を上下水道一体で推進
  - ・上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保
  - ・最適で持続可能な上下水道への再構築

### 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

単位：百万円

区分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	対前年度倍率
<b>社会資本総合整備</b>	<b>1,334,365</b>	<b>1,377,105</b>	<b>0.97</b>
うち 社会資本整備総合交付金	487,410	506,453	0.96
うち 防災・安全交付金	846,955	870,652	0.97

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

### 水道施設整備費・下水道事業費等（個別補助金）

単位：百万円

区分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	対前年度倍率
<b>上下水道</b>	<b>138,375</b>	<b>112,775</b>	<b>1.23</b>
うち 上下水道	6,409	3,100	2.07
うち 水道	20,269	17,133	1.18
うち 下水道	111,697	92,542	1.21

[内訳]

事業名		令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 倍率
上下 水道	<b>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費</b> ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	3,600	3,000	1.20
	<b>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等【創設】</b> ・国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	2,809	(100※)	皆増
水道	<b>水道施設整備費</b> ・計画的・集中的な耐震化、水道事業の広域化及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	20,194	16,993	1.19
	<b>水道施設整備事業調査費</b> ・国が自ら行う水道関係の調査等	75	140	0.54
下 水道	<b>下水道防災事業費</b> ・計画的・集中的な耐震化、大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等	102,250	80,450	1.27
	<b>下水道事業費</b> ・温室効果ガス削減に資する事業等やPPP/PFI手法等を活用した事業、下水汚泥資源の肥料化等	8,564	8,546	1.00
	<b>下水道事業調査費</b> ・国が自ら行う下水道関係の調査等	883	3,546	0.25
合計		<b>138,375</b>	<b>112,775</b>	<b>1.23</b>

※ 水道施設整備事業調査費及び下水道事業調査費に計上されていた事業調査諸費を上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等に組み替えて計上している。

## 1. 上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保 <凡例> 創設 拡充

### (1) 上下水道施設の耐震化

#### ① 上下水道システムの「急所\*」の耐震化 1 2 4 5

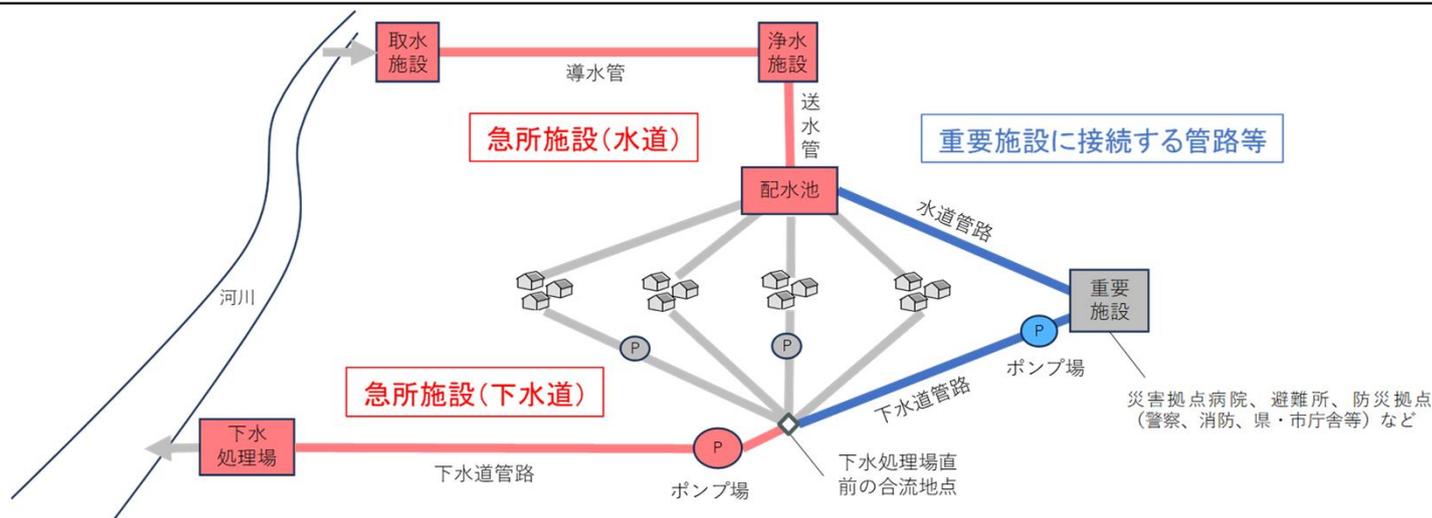
(\*その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)

#### ② 災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

4 5

#### <ポイント>

- 水道について、資本単価要件に加え、**耐震化の取組を加速する自治体を支援対象に追加** 【R6補正より】
- 取水施設、浄水場、配水池、重要施設に接続する配水支管の**耐震化事業の補助率を引き上げ**  
**(1/4→1/3)** 【R6補正より】
- 急所である導水管・送水管の耐震化について、**布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加** 【R6補正より】
- 上下水道システムの「急所」の耐震化を個別補助化**



### (2) 災害時の代替性・多重性の確保

#### ① 水資源機構及び都道府県を対象とした可搬式浄水施設・設備の配備 3

#### ② 給水車の配備 4

#### ③ 離島・半島地域を対象とした浄水場・下水処理場の防災拠点化 4 5

(備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

1 水道基幹施設耐震化事業の創設 <水道施設整備費補助>

2 下水道基幹施設耐震化事業の創設 <下水道防災事業費補助>

3 水道広域的災害対応支援事業の創設 <水道施設整備費補助>

4 水道総合地震対策事業の拡充【R6補正で創設】 <防災・安全交付金>

5 下水道総合地震対策事業の拡充 (地域要件の撤廃) <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金>

### (1) 上下水道DXの推進

- 水道管のメンテナンスや改築・更新を効率化するため、**点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を策定する際に必要な経費**を支援対象に追加。 6
- データ共有の円滑化や迅速な災害時調査のため、**上下水道の台帳情報のクラウド化、市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査**を支援対象に追加。 7 8

### (2) 上下水道の施設配置の最適化への支援

- 水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう、**取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等**を支援対象に追加。 7
- 人口減少や災害復旧を踏まえた最適な汚水処理手法を選択できるよう、経済性を考慮して下水道から浄化槽に転換する場合、**下水道管等の撤去等に必要な費用**を支援対象に追加。 9

### (3) 広域連携のための「水道基盤強化計画」の策定推進

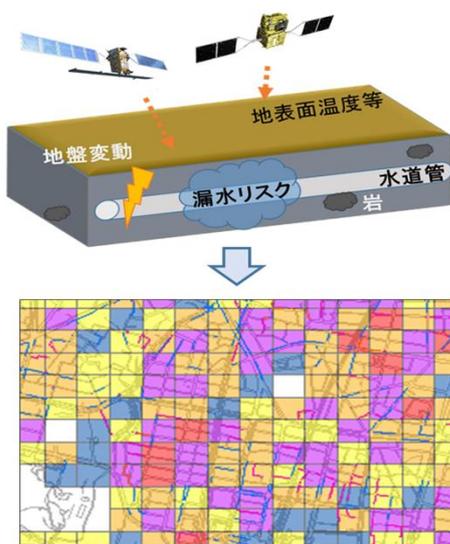
- 市町村の区域を越えた広域的な連携等を推進するため、都道府県が水道法第5条の3に規定する「**水道基盤強化計画**」を策定する際に**必要な費用**を支援対象に追加。 7

6 水道管路耐震化等推進事業の拡充(水道管路アセットマネジメント等推進事業に改称) <防災・安全交付金>

7 水道事業運営基盤強化推進事業の拡充 <防災・安全交付金>

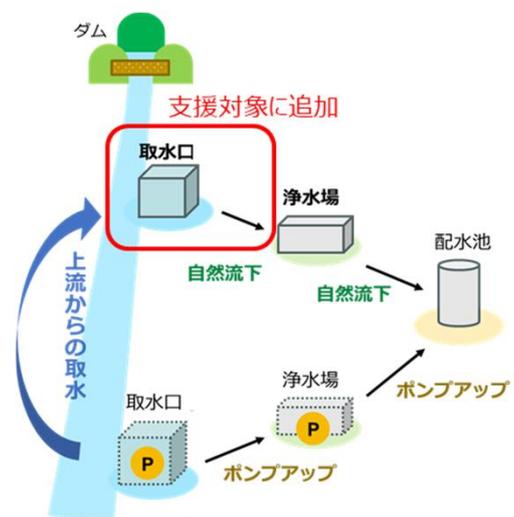
8 下水道情報デジタル化支援事業の拡充 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金>

9 下水道広域化推進総合事業の拡充 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金>



人工衛星データを用いた漏水検知システム

(1) 上下水道DXの推進



位置エネルギーを活用した送配水の省エネ化

(2) 上下水道の施設配置の最適化への支援

## エネルギー対策特別会計における上下水道関係事業

【環境省】

- 環境省によるエネルギー対策特別会計における予算支援の活用も可能

事業名	事業内容	補助率
脱炭素先行地域づくり事業	・ 脱炭素先行地域に選定されている自治体において、再エネ設備や基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援	原則 2 / 3
重点対策加速化事業	・ 再エネ発電設備の一定以上（都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）の導入を要件に、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電などの重点対策を複合的に実施する事業を支援	2 / 3 ~ 1 / 3 (もしくは定額)
水インフラにおける脱炭素化推進事業	・ 上下水道施設等における再エネ設備、高効率設備等の導入を支援 ・ また、上下水道施設の水路上部等の空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を実施	1 / 2  (太陽光発電設備のみ 1 / 3)

## 新しい地方経済・生活環境創生交付金

【内閣府】

令和6年度補正予算 1,000億円、令和7年度予算案 2,000億円

- 令和6年度補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、令和5年度補正予算で創設されたデジタル田園都市国家構想交付金の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金は「地域産業構造転換インフラ整備推進型」として移行。令和6年度補正予算1,000億円の内数として計上。
- 令和7年度予算案から、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ及び地方創生整備推進交付金が「第2世代交付金」として一本化。地方創生汚水処理施設整備推進交付金は令和7年度予算2,000億円の内数として計上。

### 新しい地方経済・生活環境創生交付金

#### 第2世代交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施  
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代交流施設の一体的な整備  
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する  
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



#### デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型

## 水道等の防災対策に係る地方財政措置

【総務省】

- 水道管路の耐震化事業を対象とした地方財政措置の拡充（R7～R10）
- 現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事、水道事業における給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備を追加し（R7～R10）、「公営企業債（防災対策事業）」を創設

## デジタル活用推進事業債（仮称）の創設（R7～R11）

【総務省】

- 情報システムや情報通信機器等の整備の財源として、「デジタル活用推進事業債（仮称）」を創設（R7～R11）
- 一定の要件の下で行う上下水道事業が実施する事業について、一般会計が補助を行う場合には、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象。

## 緊急自然災害防止対策事業債（R3～R7）

【総務省】

- 災害の発生予防又は被害拡大防止を目的として実施される地方単独事業を対象とした地方財政措置
- 下水道事業では、雨水公共下水道、都市下水路及び公共下水道（管渠を除く浸水対策）が対象

## 公営企業債（脱炭素化推進事業）（R5～R7）

【総務省】

- 公営企業の太陽光発電、公共施設のZEB化等の脱炭素化の取組を対象とした地方財政措置
- 上下水道では、小水力発電、バイオガス発電、肥料化施設や高温焼却施設の導入も対象

## 広域化・共同化に係る地方財政措置

【総務省】

- 上下水道の広域化・共同化を推進するために必要な事業を対象とした地方財政措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（R5～R7）

## 防災用井戸の整備に対する支援事業

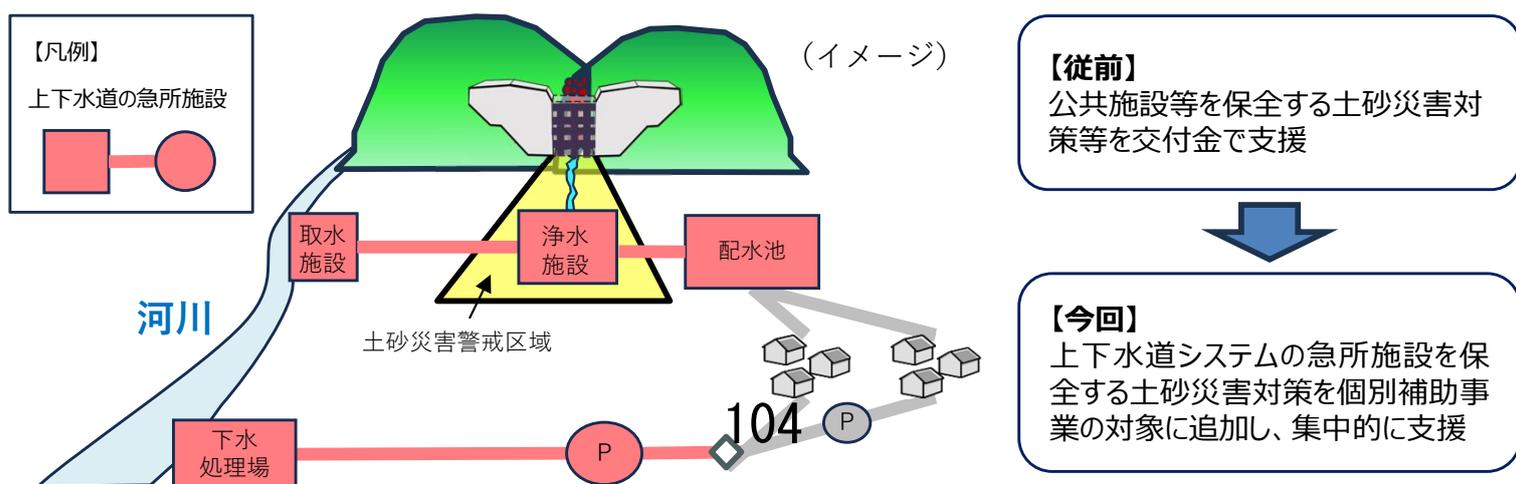
【国土交通省 都市局】

- 都市防災総合推進事業 ※ただし、指定緊急避難場所に限る
- 都市公園事業 ※ただし、都市公園に限る
- 都市構造再編集集中支援事業/都市再生整備計画事業 ※ただし、都市再生整備計画に基づく施設に限る

## 事業間連携砂防等事業の拡充

【国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部】

- 土砂災害警戒区域内に位置する上下水道の急所施設の耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して実施する土砂災害対策を、事業間連携砂防等事業の対象に追加。



### (3) 上下水道の令和6年度補正予算について

- 令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、上下水道施設の耐震化や災害時の代替性・多重性の確保の取組を推進するため、支援対象施設・自治体を拡充。

#### ○ 水道施設の耐震化

令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、上下水道耐震化計画に基づく水道施設の耐震化の取組を推進するため、水道事業の支援対象自治体・施設を拡充。

- 資本単価要件に加え、**耐震化の取組を加速する自治体\***を支援対象に追加  
(\*料金回収率、これまでの耐震化の進捗実績、今後の耐震化の進捗計画を評価)
- 水道システムの急所である導水管・送水管の耐震化について、**布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加**
- 水道の基幹構造物、重要施設に接続する配水支管の**耐震化事業の補助率を引き上げ (1/4 → 1/3)**

#### ○ 上下水道一体での技術開発

人口減少やインフラ老朽化、強靱化等、上下水道における共通課題の解決に向けた技術開発プロジェクト (AB-Cross\*) を推進。

\*水道革新的技術 (Ajump技術) と下水道革新的技術 (Bdash技術) を横断 (Cross) する上下一体の技術実証事業

- **上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費の創設**  
(令和6年度補正予算では、分散型システムの実証を予定)

#### I. 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

2. 新たな地方創生施策 (「地方創生2.0」) の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

○ウォーター P P P やスモールコンセプション等の推進

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助) 1,176百万円

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現 ～将来の賃金・所得の増加に向けて～

○インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助、下水道事業費補助) 3,750百万円

(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金) 6,197百万円

#### III. 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～

2. 防災・減災及び国土強靱化の推進

○気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進

(下水道防災事業費補助) 7,133百万円

○安心・安全な上下水道の整備

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費) 300百万円

○地域における防災・減災、国土強靱化の推進

(防災・安全交付金) 96,706百万円

**合計 115,261百万円**

※ 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない。

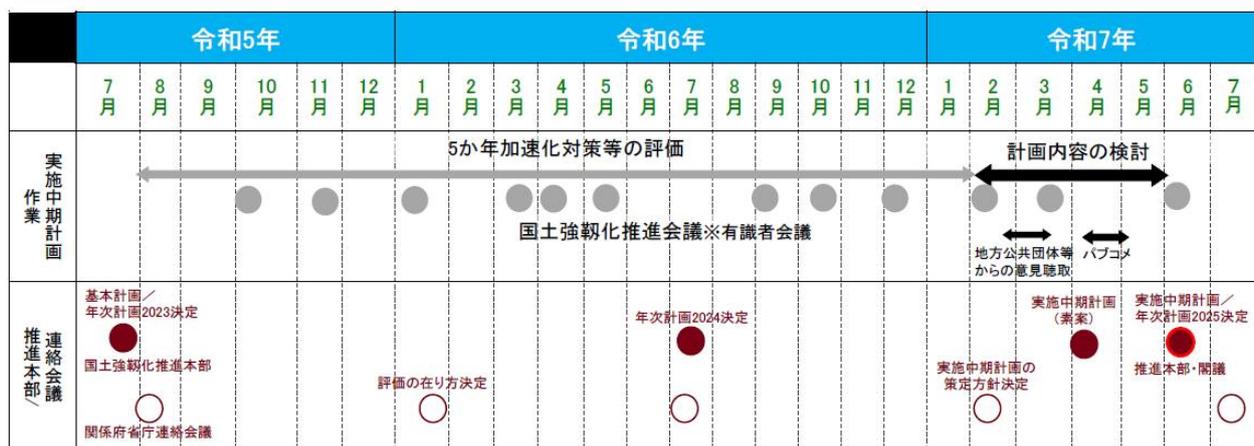
## (4) 国土強靱化実施中期計画（素案）について

- 国土強靱化については、これまで3か年緊急対策（H30～R2）や5か年加速化対策（R3～R7）等により取組を推進。
- 令和7年4月1日の国土強靱化推進本部（第22回）において、「第1次国土強靱化実施中期計画（素案）」をとりまとめ。施策内容・KPIの精査を進め、6月目途に計画を策定。
  - ・計画期間：令和8年度から12年度までの5年間
  - ・事業規模：今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映
- 強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道施設の耐震化や老朽化対策等の取組を推進されたい。

### 第1次国土強靱化実施中期計画の策定について

国土強靱化  
資料1

1. 国土強靱化については、これまで3か年緊急対策（H30～R2）や5か年加速化対策（R3～R7）等により取組を推進。
2. 国土強靱化実施中期計画は、改正国土強靱化基本法（令和5年6月16日公布・施行）に基づき、国土強靱化基本計画（令和5年7月28日改定）に基づく**施策の実施に関する中期的な計画を、新たに法定計画として定めるもの。**
3. 法改正以降、5か年加速化対策を含む国土強靱化施策の実施状況の評価を国土強靱化推進会議（有識者）の意見も踏まえ実施。
4. これを受け、総理施政方針演説（令和7年1月24日）において、「令和8年度からの「実施中期計画」については、施策の評価や資材価格の高騰等を勘案し、**概ね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、本年6月を目途に策定する。**」との方針が示されたところ。
5. その後、国土強靱化実施中期計画の策定方針（令和7年2月14日関係府省庁連絡会議決定）に基づき、関係府省庁と連携して、「**第1次国土強靱化実施中期計画（素案）**」をとりまとめ。
6. 今般の国土強靱化推進本部において示される、**概ねの事業規模を踏まえ、施策内容・KPIの精査を進め、6月を目途に計画を策定する。**



出典：令和7年4月1日国土強靱化推進本部（第22回）資料1

## <上下水道関連の KPI >

### 【水災害リスク情報の充実・活用】

- 雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約 800 市区町村（令和 7 年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 0%【R5】→100%【R12】

### 【流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）】

- 浸水実績地区等（全国：約 37 万 ha（令和 5 年度末時点））における下水道による浸水対策完了率 70%【R5】→82%【R12】→100%【R22】
- 浸水実績地区等（全国：約 37 万 ha（令和 5 年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率 5%【R5】→12%【R12】→100%【R40】
- 人口・資産集積地区（市街化区域・DID 地区等）からの排水を受け持つ下水処理場等（下水処理場：約 460 箇所、ポンプ場：約 1,700 箇所）における水害時の揚水機能確保完了率 16%【R5】→82%【R12】→100%【R14】

### 【上下水道施設の耐災害性強化】

- 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国：約 2,000 箇所）の停電対策完了率 73%【R4】→100%【R12】
- 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、浸水想定区域内にある施設（全国：約 700 箇所）の浸水災害対策完了率 44%【R4】→75%【R12】→100%【R18】
- 給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約 25,000 箇所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 15%【R5】→34%【R12】→100%【R36】
- 上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国：約 1,400 者）における危機管理マニュアルの策定率 75.4%【R4】→100%【R12】
- 水道の急所施設である導水管・送水管（約 62,000km）の耐震化完了率 43%【R5】→59%【R12】→100%【R31】
- 水道の急所施設である取水施設（約 7,600 万 m<sup>3</sup>/日）の耐震化完了率 46%【R5】→67%【R12】→100%【R23】
- 水道の急所施設である浄水施設（約 7,100 万 m<sup>3</sup>/日）の耐震化完了率 43%【R5】→76%【R12】→100%【R17】
- 水道の急所施設である配水池（約 4,000 万 m<sup>3</sup>）の耐震化完了率 67%【R5】→84%【R12】→100%【R18】
- 下水道の急所施設である下水道管路（約 8,400km）の耐震化完了率 72%【R5】→82%【R12】→100%【R25】
- 下水道の急所施設である下水処理場（約 1,700 箇所）の耐震化完了率 48%【R5】→62%【R12】→100%【R32】
- 下水道の急所施設であるポンプ場（約 900 箇所）の耐震化完了率 46%【R5】→65%【R12】→100%【R25】

### 【上下水道施設の戦略的維持管理・更新】

- 点検により、更新等が必要となった水管橋（補剛形式：約 760 箇所）の対策完了率 0%【R3】→100%【R12】
- ※ 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」等の議論を踏まえ、今後検討

# 【参考】 第1次国土強靱化実施中期計画の策定までの流れ

1. **国土強靱化基本法の改正（令和5年6月16日公布・施行）** → 国土強靱化実施中期計画の策定を位置づけ
2. **国土強靱化施策の実施状況の評価**
  - 「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について（令和6年1月23日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）」をとりまとめ、これに基づく評価を実施

**5か年加速化対策の個別評価**

○123対策（161施策）の施策別評価

- 年次計画2024においてとりまとめ
- 各施策の効果の確認、KPI等に基づき目標の達成見込みを確認

- ・当初設定した目標を達成する見込み：97施策（60%）
- ・課題への対応次第で達成の見込み：56施策（35%）
- ・達成困難の見込み：8施策（5%）

施策ごとに設定したKPI・補足指標による進捗確認

**施策間連携の強化に向けた横断的な検討**

○個別評価では評価できない「施策間連携」の観点から検討

- 施策群としてKPI・補足指標による進捗確認
- 施策の重点化や連携の考え方を整理

上下水道の強靱化

上水道施設の耐震化（導水管・送水管、取水施設、浄水施設、配水池）等	浄化槽の整備 等
下水道施設の耐震化（下水処理場、ポンプ場、下水道管路）等	
集落排水施設の耐震化 等	

ハード整備・ソフト施策の組合せ等を議論

## 3. 国土強靱化実施中期計画の策定方針（令和7年2月14日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

**1. はじめに**

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
- 国土強靱化実施中期計画を6月を目途に策定

**3. 更なる国土強靱化に向け重点的に取り組むべき施策**

- 施策内容や目標を精査し、「推進が特に必要となる施策」の内容・事業規模を設定
- 「長期的な目標」と「優先して到達すべき重点目標」の双方を明確化

**(1) 災害外力・耐力の変化への対応**

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立・分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用による推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

**(2) 人口減少等の社会状況の変化への対応**

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 条件不利地域における対策強化
- 「半島防災・強靱化」等の推進

**(3) 事業実施環境の変化への対応**

- 年齢や性別に捉われない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・少人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の構築、資機材仕様の共通化・規格化

**4. 対策推進にあたっての留意事項**

- 定期的なフォローアップの実施、年次計画における整理・公表
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

**2. 国土強靱化施策の取組状況の評価**

- 5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
- 状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応等）

**5. 計画期間と事業規模**

- 計画期間は令和8年度から12年度までの5か年を念頭に検討
- 推進が特に必要となる施策の事業規模は、資材価格の高騰等を勘案し、おおむね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、必要な事業を積み上げ

# 【参考】 第1次国土強靱化実施中期計画（素案）【概要】

## 第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進      ○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）      ○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応等）

**(災害外力・耐力の変化への対応)**

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立・分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用による推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

**(人口減少等の社会状況の変化への対応)**

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 条件不利地域における対策強化
- 「半島防災・強靱化」等の推進

**(事業実施環境の変化への対応)**

- 年齢や性別に捉われない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・少人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の構築、資機材仕様の共通化・規格化

## 第2章 計画期間      令和8年度から12年度までの5年間

## 第3章 計画期間内に実施すべき施策（全324施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別避難計画作成の促進</li> <li>● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 迅速な経路啓閉のための体制の整備</li> <li>● 衛星通信システムに関する制度整備等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の横展開</li> <li>● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院における事業継続計画（BCP）の策定</li> <li>● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進</li> <li>● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動</li> </ul>
	⇒ 57施策	⇒ 107施策	⇒ 55施策	⇒ 63施策	⇒ 69施策

## 第4章 推進が特に必要となる施策（全116施策（233指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

### 1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、概ね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の充実</li> <li>○ 関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進</li> <li>○ 障害者、高齢者、こども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化</li> <li>○ 発災後の残存リスクの管理</li> <li>○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換</li> <li>○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化</li> <li>○ 上下水道システムの耐震化を始めた耐震性の強化</li> <li>○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用</li> <li>○ フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等）</li> <li>○ 一元的な情報収集・集約・提供システムの構築</li> <li>○ フェーズフリーなデジタル体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化</li> <li>○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進</li> <li>○ 保健医療福祉支援の体制・連携強化</li> <li>○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進</li> <li>○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善</li> <li>○ 国等によるフッシュアップ支援物資の分散備蓄の強化</li> <li>○ 避難所や教育の現場となる学校の耐震性強化</li> <li>○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築</li> <li>○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等</li> </ul>
	⇒ 28施策（81指標）	⇒ 42施策（80指標）	⇒ 16施策（24指標）	⇒ 14施策（18指標）	⇒ 17施策（30指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

### 2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映

## 第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）      ○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信      ○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭におきつつ、事業の進捗と財源確保の方策の具体的な検討を開始

## 第4章 推進が特に必要となる施策(例)

### (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- 国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、**防災インフラの整備・管理**や**老朽化対策**を着実に推進する。AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技术の活用により、**インフラの管理・運用の高度化**や**住民避難の体制強化**を図るとともに、**まちづくり**との連携強化や**グリーンインフラ**の活用を図るなど、**ハード・ソフト**両面から対策を講じ、**次世代にわたり機能するインフラへの転換**を図る。

#### <中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実>

- 線状降水帯・台風・大規模地震・大規模噴火等に関する防災気象情報の高度化【国交】**  
 <目標>次期静止気象衛星及び次々期静止気象衛星の整備(契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成部品製造完了・統合作業・打上げ・運用開始の7工程)の進捗率  
 7% [R5] → 71% [R12] → 100% [R16]  
 火山観測施設の耐災害性強化(停電対策が必要な箇所:61箇所)の完了率  
 7% [R5] → 52% [R12] → 100% [R15]

- 水災害リスク情報の充実・活用【国交】**  
 <目標>土砂災害警戒区域(約699,100区域(令和5年度末時点))のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合  
 96% [R5] → 100% [R12]

#### <関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進>

- 流域治水対策(河川・砂防・下水道・海浜)【国交・農水】**  
 <目標>気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合(国管理河川の全121計画)  
 19% [R5] → 64% [R12] → 100% [R17]  
 気候変動を踏まえた洪水に対応(必要な低下能力を確保)した国管理河川(約1,500万㎡/s・km)の整備完了率  
 31% [R5] → 39% [R12] → 100% [R16]

- 浸水実績地区等(全国:約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率**  
 5% [R5] → 12% [R12] → 100% [R16]

- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応(必要な堤防高を確保)した海岸堤防等(延長約2,700km)の整備完了率**  
 51% [R5] → 58% [R12] → 100% [R15]

- 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進【農水】**  
 <目標>全国の防災重点農業用ため池(約5.3万箇所(令和5年度末時点))のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池(防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000箇所(令和5年度末時点))における防災工事の完了率  
 30% [R5] → 83% [R12] → 100% [R17]

- ※リアルタイム災害危険情報に基づく早期避難を促進するなど、対策の効果を最大限発揮できるようソフト対策との連携を強化するとともに、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等とまちづくり計画との連携強化を計画段階から図りつつ、目標年度が長期に及びハード対策について着実に進める。

#### <障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化>

- 住民等の避難等に資する情報伝達手段の多様化・多様性の推進【総務】**  
 <目標>市区町村(全国1,741市区町村)における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段(障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段)の整備完了率  
 0% [R6] → 100% [R12]

#### <発災後の残存リスクの管理>

- 河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進【国交・農水】**  
 <目標>国管理河川(約10,000km)における河川沿線の無人化に対応する環境整備(ドローンによる河川巡視のための通信環境の整備:約10,000km)の完了率  
 0% [R6] → 22% [R12] → 100% [R15]



### (2) 経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

- 大規模自然災害の発生時においても、**交通・上下水道・通信・電力・エネルギー**等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、**確実な点検・診断の実施**や**災害耐力の低下をもたらす致命的な損傷の早期解消**、**運営基盤の強化**等を推進し、**予防保全型メンテナンスへの早期転換**を図るとともに、**急所となる施設・設備**や**災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化**を図る。
- 災害により損傷を受けた場合にも**早期に機能を発揮**できるよう、**関連施設の相互連携の強化**や**ダンダンシー確保**、**フェーズフリーな仕組み**の活用、**地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入**等を推進し、**次世代型ライフラインへの転換**を図る。

#### <予防保全型メンテナンスへの早期転換>

- 道路施設の老朽化対策【国交】**  
 <目標>国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁(約92,000橋(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率  
 55% [R5] → 80% [R12] → 100% [R33]

#### <上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国交】>

- ※「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」等の議論を踏まえ検討
- 上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国交】**  
 <目標>緊急輸送道路(約110,000km)上の橋梁(約65,000橋(令和5年度末時点))の耐震化率  
 81% [R5] → 88% [R12] → 100% [R38]

#### <広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化>

- 道路橋梁等の耐震機能強化【国交】**  
 <目標>道路の駅における防災対策(防災上の位置付け(地域防災計画への位置付け)がある道の駅(約450箇所(令和5年度末時点))の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレ)の完了率  
 55% [R6] → 68% [R12] → 100% [R37]

- 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化と関連する技術開発【国交】**  
 <目標>全国の港湾(932港)のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク(港湾計画等)に基づき耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷ごき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構想施設:464ネットワーク)の整備完了率  
 35% [R5] → 43% [R12] → 100% [R33]

#### <上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化>

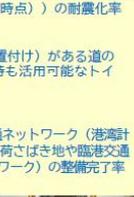
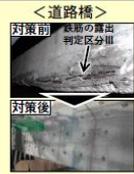
- 上下水道施設の耐災害性強化【国交】**  
 <目標>給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約25,000箇所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合  
 15% [R5] → 34% [R12] → 100% [R36]

- 災害に強い合併処理浄化槽の整備促進【環境】**  
 <目標>浄化槽整備区域内(単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数:約370万基(令和5年度末時点))における合併処理浄化槽の割合  
 68% [R5] → 77.9% [R12] → 100% [R27]

- フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化**  
 <目標>全国の携帯電話基地局約100万局(令和6年3月末時点)のうち、災害対策本部の周辺等、強化が求められる基地局における整備完了率  
 0% [R6] → 60% [R12] → 100% [R16]

#### <送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用>

- 送電網の整備・強化対策【総務】**  
 <目標>マスタープランを踏まえた送電網(増強運用容量:875万kW(広域系統整備計画策定時点))の整備完了率  
 0% [R5] → 100% [R12]



## 第4章 推進が特に必要となる施策(例)

### (3) デジタル等新技术の活用による国土強靭化施策の高度化

- AIやドローン、衛星等の**革新的なデジタル等新技术**は、**組合せ**や**使い方の工夫**次第で、**国土強靭化の取組を飛躍的に進化**させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を**発災直後の過酷な環境下における初動対応**から**復旧・復興段階**に至るあらゆる**災害対応フェーズ**において**積極的に活用**できるよう、**平時も含めた運用体制の強化**を図り、**フェーズフリーな活用環境の整備**を推進する。

#### <国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)>

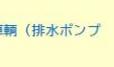
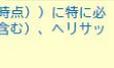
- 災害用装備資機材の充実強化【警察】**  
 <目標>広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材(近年の豪雨災害等への対応にあたり不足が確認された水難救助セット(ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等):約2,500式)の更新整備の完了率  
 0% [R6] → 100% [R12]

- 緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務】**  
 <目標>航空消防防災体制の充実のため、航空小隊(全77隊(令和7年3月時点))に特に必要な航空機・資機材(消防防災ヘリコプター(消防庁ヘリコプター含む)、ヘリサット地球局、特大型機上装置)の整備完了率  
 94% [R6] → 100% [R12]

- TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国交】**  
 <目標>大規模氾濫等に対応(高揚程化による機能強化)する災害対策用車輛(排水ポンプ車:約240台(令和6年度末時点))の整備完了率  
 75% [R6] → 83% [R12] → 100% [R22]

#### <フェーズフリーなデジタル体制の構築>

- 自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国交】**  
 <目標>現場工程(盛土・掘削・積み込み・運搬・押土・敷均し・締固めの7工程)における自動施工機械の技術基準の適用(基準整備、試行工事の実施)完了率  
 0% [R6] → 100% [R12]



### (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害から**国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続**させていくためには、**民の力を最大限発揮**していく必要がある。
- 災害に強い**社会構造**への転換に向け、**これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化**や**民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化**、**サプライチェーンの復旧化**、**事業継続計画の策定**等の取組に加え、**地方創生**や**持続可能なまちづくり**との連携強化により、**地域の実情に応じた創意工夫**を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

#### <生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化>

- 住宅・建築物の耐震化の促進【国交】**  
 <目標>居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合(住宅の耐震化率)  
 90% [R5] → 95% [R12] → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】  
 ※耐震性は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

#### <立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進>

- 災害に強い市街地形成に関する対策【国交】**  
 <目標>災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域(569市区町村(令和5年度末時点))のうち、対策(津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等)が構成した割合  
 9.0% [R5] → 45% [R12] → 100% [R25]

#### <保健医療福祉支援の体制・連携強化>

- 医療コンテナ活用の検討【厚労】**  
 <目標>可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏(全52医療圏)の割合  
 63% [R6] → 100% [R12] ※災害時の活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降各都道府県全体で第二次医療圏(県)以上に相当する層級の医療コンテナ(災害時に利用可能な可動性を有するもの)の保有を目指す導入拡大を図る



### (5) 地域における防災力の一層の強化

- 自然災害の**激甚化・頻発化**に伴い**長期化する災害対応**に**適応**するため、**自立と連携**の両面から**地域防災力の強化**を図る。
- 被災地において**被災者が安全・安心**して生活できる**避難所環境**や**支援者が最大限の力を発揮**できる**活動環境**の整備を推進し、**地域の災害時自立性の強化**を図るとともに、**長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援**できるよう、**広域連携体制の強化**を図る。
- なお、実施中期計画では、**半島・離島等の条件不利地域**における**国土強靭化施策**についても、**その他地域において進める当該施策**とあわせて**全国的な施策**として**位置付ける**こととし、**各地域特性を踏まえた目標の設定**や**当該目標の達成に向けた施策の実施**については、**半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等**の下で**具体的に推進**するものとする。

#### <スフィア基準等を踏まえた避難所環境の本格的改善、国等によるプッシュ型支援物の分散備蓄の強化>

- 避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄の推進【内閣府】**  
 <目標>キッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両等の支援範囲に含まれる都道府県の割合  
 0% [R6] → 100% [R9]

#### <避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化>

- 学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化(公立学校)【文科】**  
 <目標>避難所等にもなる公立小中学校の体育館等(体育館、武道場:32,616室)における空調設備の設置完了率  
 18.9% [R5] → 68.1% [R12] → 100% [R17]



#### <発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備>

- 災害ボランティア等の多様な主体との連携促進【内閣府】**  
 <目標>都道府県域における災害中間支援組織の設置率  
 45% [R5] → 100% [R12]

#### <避難所等における再生可能エネルギーを活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築>

- 避難施設等への自立分散型再生エネルギー設備等の導入推進対策【環境】**  
 <目標>指定避難所(約82,000箇所)等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等(4,000箇所)における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率  
 21% [R5] → 62.5% [R12] → 100% [R17]

## (5) 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた対応等について

### 1) 事故概要

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生し、トラックドライバーの方が令和7年3月現在も行方不明となっている。さらに、一時は約120万人に下水道（洗濯や入浴）の使用自粛が求められるなど、大きな影響が発生した。
- 国土交通省では、この事故を重く受け止め、平成24年12月に起きた笹子トンネル天井板落下事故と同等の社会的影響度の大きい事故と位置づけ、今後は下水道の維持管理のあり方の見直しや老朽化対策について全力で取り組んでいく必要があると認識している。また、国民の皆様への下水道へ信頼を取り戻すため、各下水道事業者には必要な要請を実施しているところであり、今後ご理解いただきたく、あわせてご協力をお願い申し上げる。

- 発生日時：令和7年1月28日（火）午前10時頃
- 発生場所：八潮市中央一丁目地内  
県道松戸草加線（中央一丁目交差点内）
- 陥没規模：幅約40メートル、深さ最大約15メートル
- 事故原因：調査中
- 下水道管：管径4.75m、昭和58年整備（経過年数42年）



(写真出典)ANN NEWS

### ■対応状況（時系列）

1/28(火)

- ・陥没発生（トラック運転手が車両ごと落下）現地通行止め、救助活動開始
- ・下水道（入浴、洗濯など）の使用自粛を呼びかけ開始（影響範囲:12市町 約120万人）

1/29(水)

- ・トラックの車両一部（荷台部分）を引き上げ
- ・陥没拡大等により半径200mに避難指示、上流の春日部中継ポンプ場から汚水の緊急放流開始

2/2 (日)

- ・埼玉県にて「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」設置

2/5 (水)

- ・ドローンによる管内調査を実施し、管内にキャビンらしきものを確認

2/12 (水)

- ・12時より下水道（入浴、洗濯など）の使用自粛の解除

2/19 (水)

- ・陥没箇所周囲の地盤改良等対策工事が完了し、避難区域を解除

3/3 (月)

- ・陥没箇所付近の汚水移送能力強化が完了したことに伴い、汚水の緊急放流終了

3/14 (金)

- ・埼玉県にて「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」設置

3月末現在

- ・キャビンへのアクセスと下水道管路の復旧に向け、仮排水管の整備等を実施中

## 2) 下水道管路施設に対する緊急点検および路面下空洞調査について

- この事故を受け、事故翌日の1月29日には陥没箇所と同様の大規模な下水道管を有する7都府県13か所の流域下水道の管理者に対して、下水道管路施設に対する緊急点検と、路面下空洞調査を要請し、2月14日に結果を取りまとめ、公表した。
- 異状が確認された3箇所（埼玉県）のうち、管ずれ1箇所については管更生工事を施工中、人孔内壁腐食2箇所についてはコンクリート断面修復工事の緊急工事を発注。

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検等の結果

		下水道管路の緊急点検結果			路面下空洞調査結果	
		管路延長 (km)	点検箇所数 (箇所)	※1 異状が確認された箇所 (箇所)	調査延長※3 (km)	下水道管路に起因する 空洞の可能性が 確認された箇所※2 (箇所)
埼玉県	荒川水循環センター	41	202	0	※4 37	0
	新河岸川水循環センター	44	132	3	44	0
	中川水循環センター	61	96	0	61	0
千葉県	花見川終末処理場	33	186	0	※5 8	0
	江戸川第二終末処理場	43	42	0	※5 3	0
東京都	清瀬水再生センター	19	29	0	19	0
神奈川県	相模川流域下水道右岸処理場	15	109	0	10	0
	相模川流域下水道左岸処理場	43	194	0	39	0
大阪府	鴻池水みらいセンター	26	209	0	20	0
	川俣水みらいセンター	44	244	0	42	0
兵庫県	原田処理場	3	30	0	2	0
	武庫川下流浄化センター	13	17	0	4	0
	武庫川下流浄化センター	18	106	0	18	0
奈良県	浄化センター	15	106	0	14	0
計		419	1,702	3	319	0

四捨五入の関係で、表中の計数の和が一致しない場合がある。

※1 管路の腐食などが確認された箇所。

※2 概ね地下1.5m以上の深さに空洞の可能性が確認された箇所（この他、浅い位置において下水道管路との関係は低い、補修の緊急性が高い空洞を6箇所確認）。

※3 路面下空洞調査は、河川や山岳など、空洞探査車による調査が困難な箇所を除く。

※4 埼玉県荒川水循環センターでは、一部区間で調査未実施。調査が完了していない区間については、速やかに行う予定。

※5 千葉県では、国道などの重要度の高い道路で調査を実施。調査が完了していない区間については、速やかに行う予定。

### 3) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、令和7年2月21日に下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置。
- 今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などについて検討。令和7年春に中間とりまとめ、夏頃に最終まとめを予定。
- 第1回委員会では中野国交大臣が出席し、「今回の事故を教訓に、管路メンテナンスを再建し、このような事故を二度と起こしてはならないという強い決意で対策を講じてまいります。」と表明。

#### 1. 目的

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などを専門的見地から検討する

#### 2. 主な検討対象

下水道など大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路

#### 3. 主な検討項目

- 1) 重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検のあり方
- 2) 道路管理者をはじめとする他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方
- 3) 事故発生時の対応
- 4) 今後の施設の維持更新や再構築とそれらを支える制度のあり方

#### 4. スケジュール(案)

- 2月21日 第一回委員会
- 3月3日 第二回委員会
- 3月11日 第三回委員会
- 3月26日 第四回委員会
- 春頃 中間とりまとめ
- 夏頃 最終とりまとめ



第一回委員会(2/21)

【参考】委員名簿(2025年4月時点)

	氏名	役職
委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉 正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立 泰美	甲南大学 経済学部 教授
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	岡久 宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	三宮 武	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委員	長谷川 健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委員	藤橋 知一	東京都 下水道局長
委員	宮武 裕昭	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委員	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授

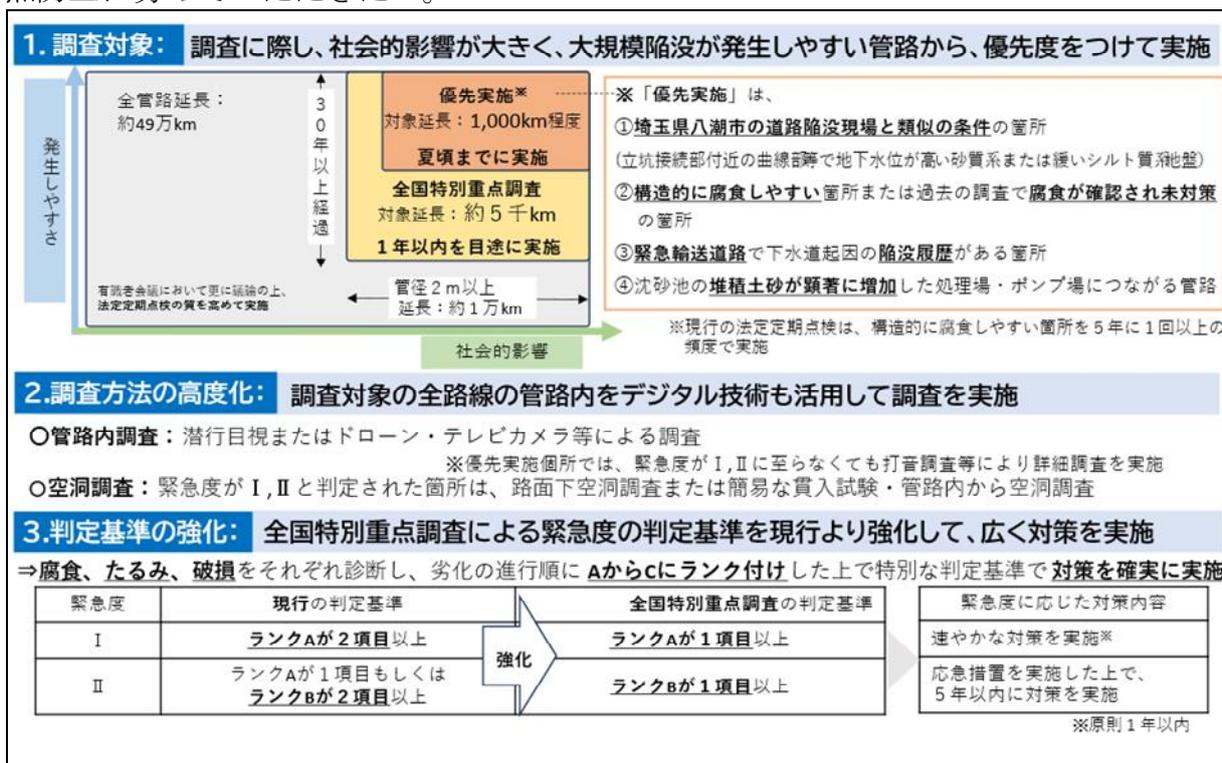
(委員長以外50音順、敬称略)

<オブザーバー>  
総務省、農林水産省、経済産業省

#### 5. 事務局 上下水道審議官グループ、大臣官房技術調査課、総合政策局、道路局

#### 4) 下水道管路の全国特別重点調査について

- 埼玉県八潮市の事故を受け設置した有識者委員会においてとりまとめられた提言を踏まえ、国土交通省では3月18日に地方公共団体に対して全国特別重点調査の実施を要請した。
- 対象となる下水道管理者は、各道路管理者とも連携の上、全国特別重点調査を実施いただきたい。
- 調査にあたっては、安全確保に最大限留意いただくとともに、調査により施設に異状があることを把握された場合には、速やかに応急措置としての修繕や改築を行うなど適切な対策を実施いただきたい。なお、調査及び緊急改築にあたっては予備費の活用が可能である。
- 全国特別重点調査の対象外となる施設においても、引き続き、下水道法の維持修繕基準に基づき、適切な施設管理を徹底するとともに、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止に努めていただきたい。



埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた対応 合計 144億円

##### (1) 緊急下水道管路改築事業(個別補助事業)

国費 4,500百万円

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故について、埼玉県による下水道管路の早期復旧に向けた改築を実施

##### (2) 大規模下水道管路特別重点調査等事業(個別補助事業)

国費 9,891百万円

埼玉県八潮市における道路陥没事故と同様の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安全が得られるよう、全国で、大口径かつ古い下水道管路を対象とした調査を行うとともに、調査結果を踏まえ緊急改築を実施

## 埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた 下水道管路の全国特別重点調査の実施について(提言)

令和 7 年 3 月 1 7 日  
下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた  
対 策 検 討 委 員 会

### 1. 全国特別重点調査の実施について

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没は、トラックドライバーの方が今も行方不明となっており、一時は約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、極めて重大な事態と認識すべきものである。
- 国土交通省は、事故発生直後に、事故の陥没箇所と同様の大規模な下水道管路の緊急点検を地方公共団体に要請した。ただし、1週間という期間での緊急的な点検のため、その対象箇所や点検方法は限定的であり、十分とは言えない。
- また、3月7日に秋田県男鹿市で管路補修工事中に作業員が亡くなる事故が発生した。
- 八潮市の道路陥没事故原因の究明は現時点ではなされていない中ではあるが、できる限り、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、今回の事故の事象や下水道、地盤、トンネル等に係る科学的・経験的な知見に基づき、対象を重点化した上で、安全確保に最大限留意しつつ、現状で適用可能な技術を総動員して全国特別重点調査を実施し、調査結果に応じた必要な措置を講ずべきである。

### 2. 調査対象(別紙1)

- 全国特別重点調査の対象は、大規模陥没につながる要素と事故時の影響度の観点から「大口径」で「古い基準の構造」の管路を基本としつつ、調査の実効性を高めるため、これらのうち以下のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施すべきである。
  - ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
  - ② 管路の腐食しやすい箇所
  - ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
  - ④ その他

### 3. 調査方法(別紙2)

- 全国特別重点調査には、従来行われてきた潜行目視やテレビカメラによる目視調査に加えて、打音調査等による定量的な劣化調査や管路内からの地盤空洞調査といった新たな技術的方法を積極的に導入すべきである。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には下水道の使用自粛などについて住民の理解と協力を積極的に要請すべきである。

### 4. 調査スケジュール

- 上記2に示す優先的に実施すべき箇所は夏頃まで、それ以外の箇所は1年以内を目途とした調査完了を目標とすべきである。

### 5. その他

- 下水道以外の地下管路についても口径や経過年数、道路陥没の発生状況等を踏まえて、必要に応じて各管理者において点検の実施を検討すべきである。

## 調査対象

### 1. 調査対象

全国特別重点調査の対象は、内径2m以上かつ、1994年度以前\*1に設置・改築された管路とする。その調査方法は別紙2の1(1)による。

\*11994年度より後に設置された管路は、陥没の発生件数が極めて少ない。また、「下水道施設計画・設計指針と解説-1994年版-(日本下水道協会)」で、軟弱地盤等において、可とう性継手や、シールド工事における可とう性セグメントの使用が盛り込まれている。

### 2. 優先的に実施すべき箇所

上記1のうち、下記①～④に該当する箇所を優先的に実施する。その調査方法は、①～④のいずれかに該当する箇所については、別紙2の1(1)及び(2)-1による。また、①～④の複数に該当する箇所については、別紙2の1(1)及び(2)-2による。

#### ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所

構造上の施工困難箇所（立坑の接続部付近の曲線部\*2など）で地下水位が高い砂質系または緩いシルト質系の地盤\*3

\*2目安としてR=120m以下

\*3都道府県等が作成している「液状化マップ」や現場周辺のボーリング調査結果を活用し対象箇所を抽出

#### ② 管路の腐食しやすい箇所

- ・ 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は高低差が著しい箇所
- ・ 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所
- ・ 過去の調査で腐食（ランクC以上）が確認され、防食などの対策が未実施の箇所

#### ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所

緊急輸送道路で、下水道に起因して舗装に一定規模以上\*4の穴が空いた道路陥没があった箇所

\*4目安として短辺の幅50cm以上かつ深さ20cm以上

#### ④ その他

沈砂池の堆積土砂が顕著に増加\*5した処理場やポンプ場につながる管路

\*5直近1年間のデータを過年度のデータと比較するなどにより判断

## 1. 調査方法

## (1)別紙1の1に該当する箇所の調査方法

(1)ー1：潜行目視やテレビカメラ（ドローン、浮流式等を含む）により管路内（マンホール含む）の調査<sup>\*1</sup>を全線にわたり実施し、原則として、専門家<sup>\*2</sup>によるチェックを経ることとする。

なお、調査を効率的に実施するため、直近3年以内の調査結果を有効活用できることとするが、その場合であっても、専門家による再チェックを経るなど判定の質が十分に確保されるよう留意することとする。

<sup>\*1</sup>シールド工事で施工した管路は、内面の二次覆工の劣化はもとより、構造体であるセグメントの劣化について特に留意して調査する。

<sup>\*2</sup>コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士

(1)ー2：上記(1)ー1の調査で、2.に示す判定基準によりⅠまたはⅡと判定された場合は、空洞調査を実施する。

- ・埋設深が2m以浅の場合：路面からの空洞調査を実施する。
- ・埋設深が2mより深い場合：地上からの簡易な貫入試験（サウンディング試験）もしくは管路内からの空洞調査を実施する。

## (2)別紙1の2に該当する優先的に実施すべき箇所の調査方法

上記(1)に加えて下記による。

## (2)ー1：別紙1の2①～④のいずれかに該当する箇所

ア：上記(1)ー1の調査で、2.に示す判定基準によりⅠまたはⅡと判定されなかった場合には、管路の健全度や安全度を定量的に評価するための打音調査（管に軽い衝撃を与えて発生する振動を計測する調査）等を実施する。

イ：上記アの調査で2.に示す判定基準によりⅠまたはⅡと判定された場合は、上記(1)ー2の空洞調査を実施する。

## (2)ー2：別紙1の2①～④の複数に該当する箇所

別紙1の2①～④の複数に該当する箇所については、上記(2)ー1に加え、以下のような調査を補完的に行うことが望ましい。

- ・既往の空洞調査結果の活用
- ・処理場やポンプ場における下水の流量や水質、管路内の硫化水素濃度などの既存記録の確認・分析

上記(1)(2)の調査にあたっては、換気や流出防止措置などの安全対策を十分に実施すること。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には、深夜など流量の少ない時間帯に上流のポンプ場を停止し管内貯留をしつつ、住民にも深夜の下水道の使用自粛を要請するなど、最大限の水位低下を図り、調査を実施する。

## 2. 判定基準

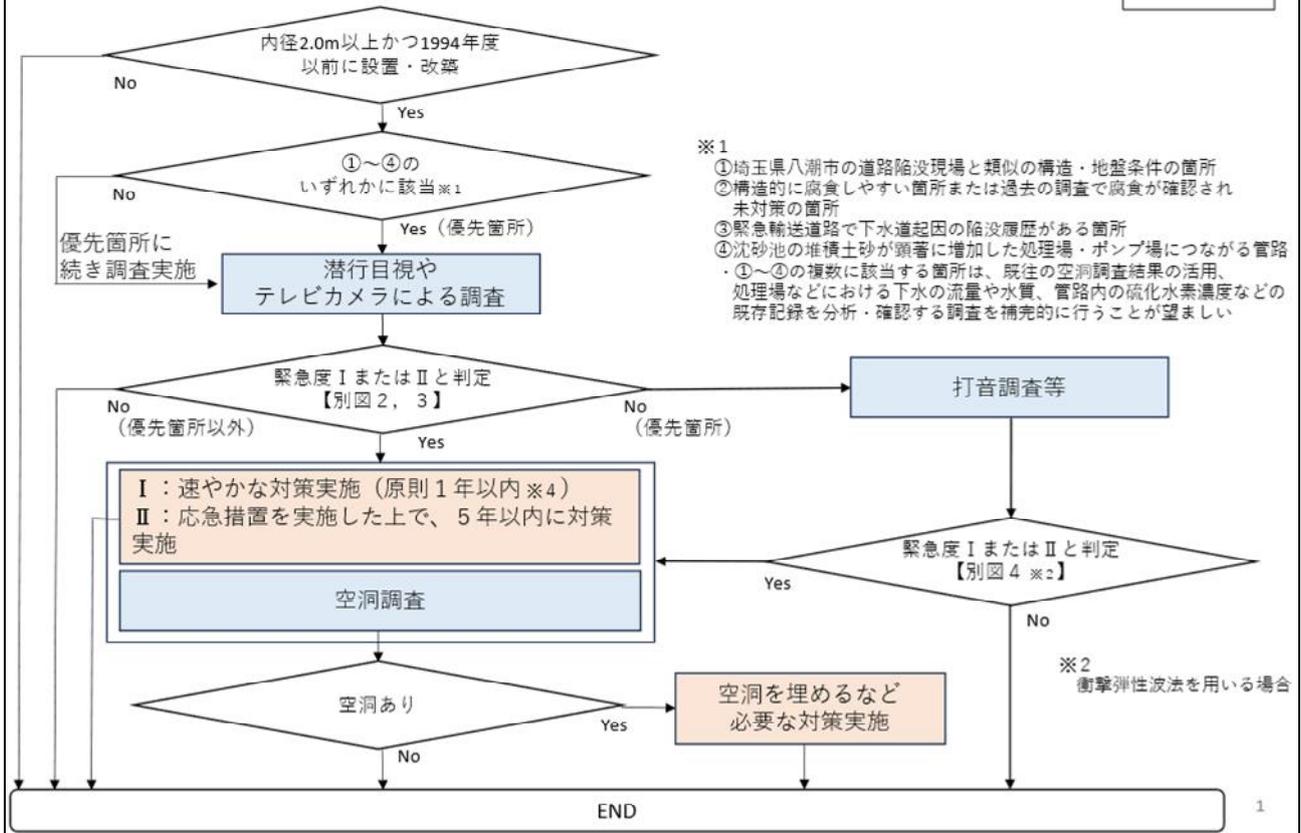
今回の全国特別重点調査においては、以下の判定基準とする。

- ・ **上記の調査方法(1)－1の判定基準**：「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成 25 年 9 月 国土交通省）」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランク A が有れば「I：速やかに対策を実施する<sup>※3</sup>」、B が有れば「II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。
- ・ **上記の調査方法(2)－1 アの判定基準**：「スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（平成 27 年 12 月 国土技術政策総合研究所）」における緊急度Ⅰの場合は「I：速やかに対策を実施する<sup>※3</sup>」、緊急度Ⅱの場合は「II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。

<sup>※3</sup>原則1年以内（やむを得ない場合は応急措置を実施した上で、速やかに対策を実施）

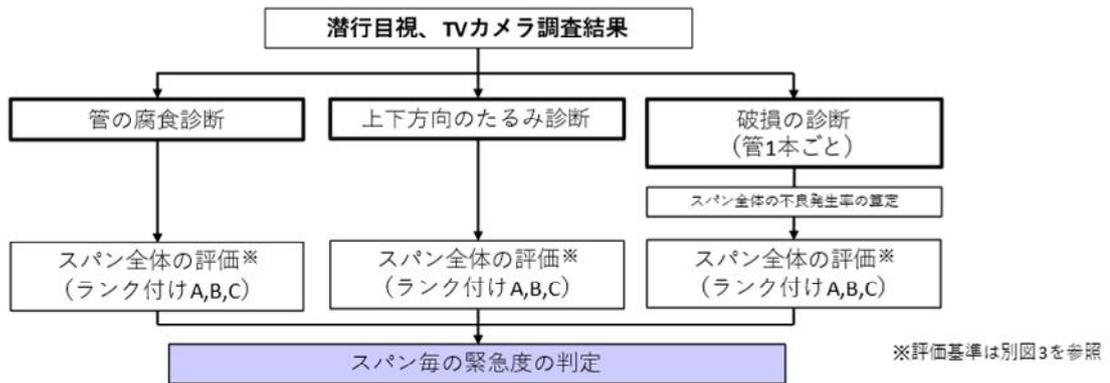
# 全国特別重点調査の実施フロー

別図 1



# 潜行目視・テレビカメラ調査における緊急度の判定基準

別図 2



区分	対応内容	現行の基準	全国特別重点調査の基準
I	速やかな対策を実施	ランクAが2項目以上	ランクAが1項目以上
II	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施	ランクAが1項目もしくはランクBが2項目以上	ランクBが1項目以上

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成29年9月国土交通省）を基に全国特別重点調査用に作成

# 腐食、たるみ、破損の評価基準

別図 3

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	上下方向のたるみ	管きよ内径 1650mm以上 3000mm以下	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

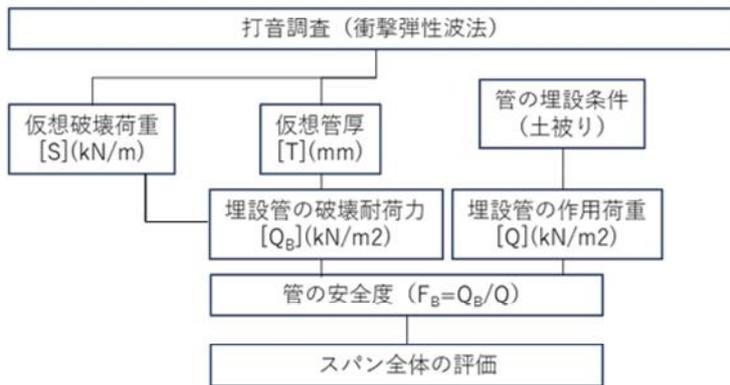
管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
管の欠落及び軸方向クラック	鉄筋	欠落		軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
		軸方向のクラックで幅5mm以上			
管の円周方向クラック	コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満	円周方向のクラックで幅2mm未満
管の継手ズレ		脱却	70mm以上	70mm未満	70mm未満
浸入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる	
取付管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
樹木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞		-

ランク (スパン全体での評価)	評価の基準 (不良発生率)
A	「aランク20%以上」もしくは「aランク+bランク40%以上」
B	「aランク20%未満」もしくは「aランク+bランク40%未満」 もしくは「aランク+bランク+cランク60%以上」
C	「aランク、bランクがなく、cランク60%未満」

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成29年9月国土交通省）を基に全国特別重点調査用に作成

# 打音調査(衝撃弾性波法)における緊急度の判定基準

別図 4



緊急度	対応内容	基準 (管の安全度)
I	速やかな対策を実施	1.25 > F <sub>B</sub> の平均値または 1.25 > F <sub>B</sub> となる管の本数が 20%以上
II	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施	1.6 > F <sub>B</sub> の平均値 ≧ 1.25

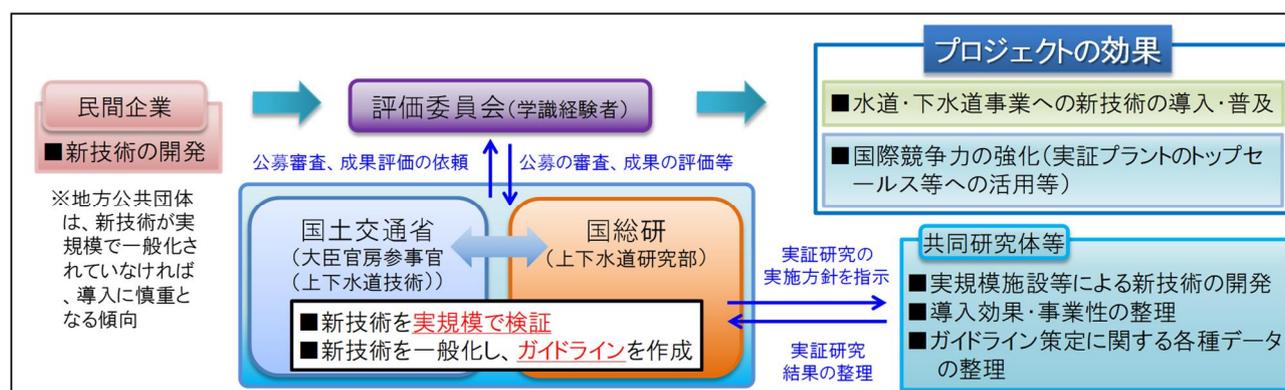
出典：スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（平成27年12月 国土交通省 国土技術政策総合研究所）を基に全国特別重点調査用に作成

## (6) 技術開発及び新技術の実装推進について

下水道分野の技術開発・調査研究は、国、地方公共団体、日本下水道事業団などの公的機関、大学等研究機関や民間企業の連携協力のもと進められており、国が定める「下水道技術ビジョン」（平成 27 年 12 月）を踏まえ、中長期的な観点から計画的に実施している。

### 1) 革新的技術実証事業(AB-Cross、B-DASH)

- 国土交通省では、平成 23 年度より下水道事業における課題を新技術の導入により解決することを目的として、国が主体となった革新的技術の実証及び各地方公共団体での導入検討の参考となるガイドラインを整備し当該技術の全国展開を進めている。
- これまでに、【B-DASH】**61 技術**を採択し、**42 のガイドライン**を国土技術政策総合研究所のホームページに公表している。また、新たに【AB-Cross】**3 技術**を採択し、実証事業を推進している。
- 【B-DASH】実証技術の**導入実績：19 技術 213 件**（令和 6 年 3 月時点）



### 2) 上下水道科学研究費補助金について

令和6年度から、厚生労働科学研究費補助金の一部を移管・拡充した競争的資金制度である上下水道科学研究費補助金がスタートした。大学、民間企業等の研究者から提案される優れた科学研究を採択・助成するものであり、本科学研究の成果が、より効率的・効果的な上下水道事業の推進につながることを期待している。

### 3) 異業種技術の下水道事業への活用について

異業種技術の下水道分野への活用に向けた戦略検討を目的として、令和元年度より「下水道スタートアップチャレンジ」を実施している。今年度も、持続可能な社会の実現に貢献する下水道事業を目指して下水道展の開催に合わせて開催する予定である。地方自治体の担当においては、積極的な参加を検討いただきたい。

### 4) その他(財政支援等)

- 新技術の導入に関する財政支援制度(新世代下水道支援事業【新技術活用型】)

## (7) 浸水対策の推進について

### 1) 「流域治水」と下水道による浸水対策の推進について

#### (流域治水の推進)

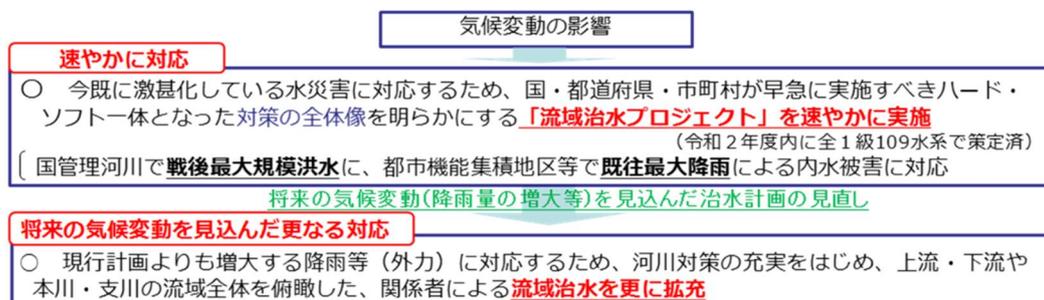
気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に対し、河川や下水道の整備等をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を行う「流域治水」を推進している。

全国 109 の一級水系、約 600 の二級水系においては、「流域治水」の全体像を示す「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、ハード・ソフト一体となった取組を進めており、さらに流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、全国 109 の一級水系で、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「流域治水プロジェクト 2.0」に更新を進めているところである。

また、令和 5 年に大規模浸水被害が発生した秋田市では、国や県、関係市町村で構成する雄物川圏域流域治水協議会（下流圏域分科会）を設立し、流域全体での治水対策について、浸水要因の分析や河川・下水道・流域対策のハード・ソフト事業をパッケージ化した対策の検討を行い、水災害対策プロジェクトをとりまとめている。

各地方整備局における下水道事業の河川部移管も踏まえ、河川と下水道の連携をより一層強化し、浸水要因を踏まえた効果的な対策の検討や、連携・共同事業である「内水被害等軽減対策計画」等による事業を推進し、浸水対策を一層加速していくことを願う。

#### 流域治水プロジェクトについて



## (雨水管理総合計画の策定)

下水道によるハード・ソフトを組み合わせた総合的な浸水対策については、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性を総合的に考慮して浸水リスクを評価した上で、緊急的・重点的に対策を実施すべき区域（どこを）、目標とする整備水準（どの程度）、段階的な整備方針（いつまでに）等を定める「雨水管理総合計画」の策定を推進している。

特に、気候変動により将来的な降雨量が 1.1 倍程度増加することが見込まれ、現行の整備水準のままでは浸水安全度が低下することが想定されており、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」からの提言（令和 3 年 4 月改訂）においては、「計画的に事前防災を進めるため、気候変動の影響を踏まえた下水道による都市浸水対策に係る計画雨水量の設定手法として、現在のハード整備に用いる計画降雨に、降雨量変化倍率を乗じて設定する手法を用いること」とされている。

「気候変動の影響を踏まえた雨水管理総合計画の策定等の推進について」（令和 3 年 7 月 15 日、国水 downstream 第 6 号）に基づき、雨水管理総合計画の策定・見直しを通じて、気候変動を踏まえた計画を策定することをお願いする。

令和 3 年の下水道法改正により、事業計画の記載事項に計画降雨を追加した。雨水管理総合計画を踏まえ、将来の降雨量の増加などを考慮し、地域ごとの浸水リスクを踏まえた計画降雨を事業計画に定め、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に推進して頂くようお願いする。

## 2) 内水浸水想定区域図等の作成促進について

### ①内水浸水想定区域図等の作成及び公表の推進

令和 3 年の水防法改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体を対象に、雨水出水浸水想定区域の指定を義務化した。対象となる団体におかれては、「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」（令和 3 年 7 月）を参考に、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成していただくとともに、「水害ハザードマップ作成の手引き」（令和 5 年 5 月）を参考に、防災部局等と連携して、内水ハザードマップの作成・公表及び水害に係る防災訓練等の実施に積極的に取り組んでいただきたい。

各都道府県におかれては、地方整備局等と連携し、管内市町村の内水浸水想定区域図の早期作成に向け、勉強会の開催など管内市町村の支援をお願いする。

防災・安全交付金の重点配分項目である「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」については、令和 8 年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである事が要件化されているので留意いただきたい

また、雨水出水（内水）浸水想定区域図の早期の公表に向け、当初公表の際は、任意の内水浸水想定区域図として公表し、その後に地域防災計画見直し作業等の状況を踏まえて、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図として区域指定（法令上の公表）とするなど、段階的な公表手続きを進めることもご検討いただきたい。

**雨水出水浸水想定区域の指定**

水防法第14条の2 第1,2項に基づく指定

都道府県  
市町村

区域の指定に伴い、水防法上必要となる行為

<b>①雨水出水浸水想定区域の公表</b>	区域の範囲、水深等の事項を明示し、公表	都道府県 市町村
<b>②警戒避難体制の整備(地域防災計画)</b>	予報等の伝達方法・避難場所の設定 要配慮者施設、地下街、大規模工場の選定 ハザードマップの作成・配布	市町村
<b>③避難確保等計画の作成</b>	要配慮者施設等の避難確保・浸水防止計画の作成 地下街等の自衛水防組織の設置	地下街 管理者等

※①の公表については、②③の検討と平行してホームページ等で公表するなど、住民へ水害リスク情報を早急に周知すること

## ②内水ハザードマップの必要性

内水浸水は洪水浸水想定区域から離れた場所でも発生する可能性があること、発生頻度が相対的に高く洪水が発生しなくても内水浸水は発生する可能性があることから、洪水ハザードマップだけでは内水浸水のリスク情報を十分提供できているとはいえない。また、気候変動の影響により、短時間高強度の豪雨が増加する傾向にあり、これまで内水浸水が発生していない地区においても、今後、浸水被害が発生する可能性がある。

さらに、水害リスク情報は、住民や企業等が行う止水板等による減災対策、住宅建築時に高床式や盤上げをするなど住まい方の工夫、水平避難の際の避難ルートの選択など、水害リスクを最小化するための取組みの参考となることから提供が望まれている。宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年7月17日公布、同年8月28日施行）においては、不動産取引時に、宅地建物取引業者が重要事項説明として、水防法に基づくハザードマップを用いて取引対象物件の所在地について説明することが義務化されている。

## ③内水ハザードマップ作成に係る支援

内水浸水想定区域図の作成について、「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」（令和3年7月）では、管きよのデータベースが整備されるまでの間は、簡易モデルによる結果を基にすることも一手段であることを示している。内水浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成については、「内水浸水リスクマネジメント推進事業」で支援が可能であるため、積極的に活用されたい。

## ④浸水想定区域図の電子データの提供について

国土交通省では、平成19年より全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧が可能なポータルサイトを運営している。内水ハザードマップを作成・公表した際やホームページの更新等によりURLが変更となった場合には、速やかに電子データの提供等を行っていただきたい。なお、自治体のホームページ等で公表している場合は、水防法上の指定手続きが完了していない電子データについても、提供を行っていただきたい。

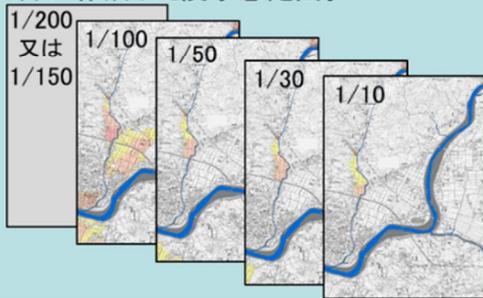
## ⑤水害リスクマップについて

土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択等を推進するため、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎の浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ」の作成・公表を推進している。

令和5年3月3日付け事務連絡「雨水出水浸水想定区域図と内外水統合型水害リスクマップの作成推進について」で示すとおり、内外水統合型リスクマップの作成に係る河川管理者との連携や、必要に応じて雨水出水浸水想定区域図作成への活用の検討をお願いします。

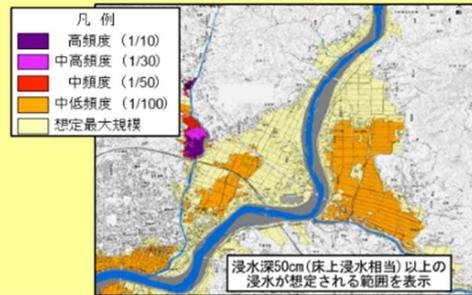
### 【多段階の浸水想定図】

想定最大規模に加え、高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎(年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、河川整備の計画規模(1/150又は1/200))に作成した浸水想定図。



### 【水害リスクマップ】

多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎(浸水あり、0.5m以上(床上浸水)、3.0m以上(1階居室浸水))に重ね合わせて作成した図面。



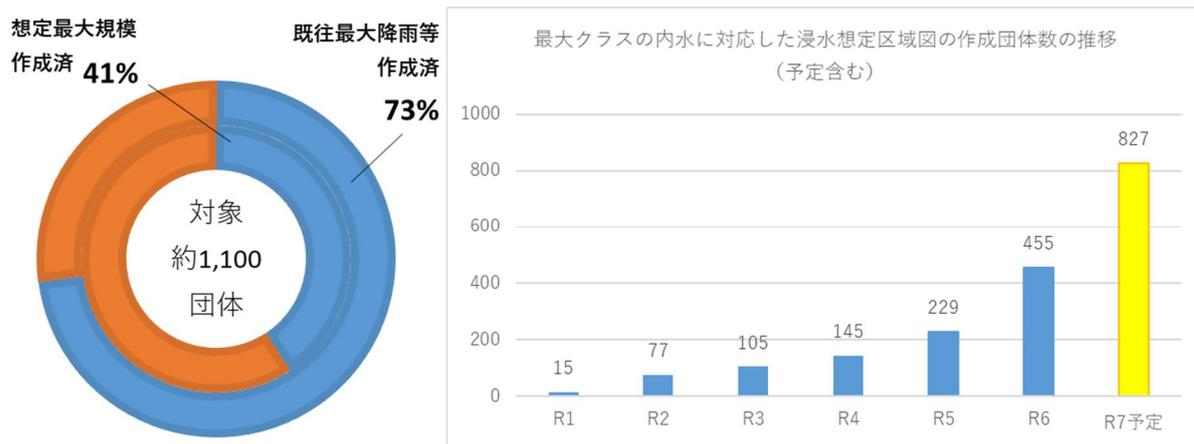
### ⑥最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成状況について

令和7年3月末時点（見込）の調査結果（速報値）を以下に示す。都道府県別の作成状況についても示すので、都道府県におかれては引き続き管内地方公共団体への指導をお願いする。

対象団体数：約1,100 団体（1,118 団体）

最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成団体数：455 団体

既往最大降雨等の内水に対応した浸水想定区域図作成団体数：815 団体



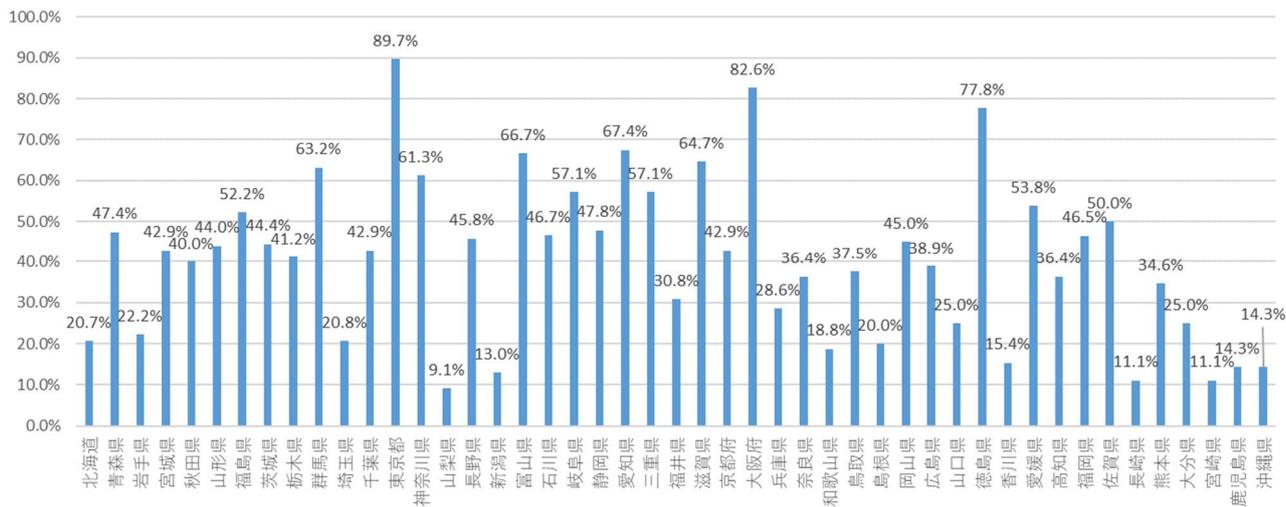
浸水想定区域図作成状況（速報値であり、今後数値変動の可能性有）



（参考）内水ハザードマップ作成状況（速報値であり、今後数値変動の可能性有）

※既往最大降雨等作成済にはシミュレーション以外にも浸水実績図等による公表も含まれる。

※内水 HM 対象市町村数は 1,121 市町村、既往最大降雨等に対して作成済は 468 市町村、想定最大規模降雨に対して作成済は 183 市町村（市町村には区部も含まれる）



【都道府県別】最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成率 (R7.3 末時点)

### 3) 樋門等操作規則の策定促進について

#### ① 樋門等操作規則策定の推進

令和3年の下水道法改正により、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定を義務付けた。操作規則の策定にあたっては、令和3年7月15日付「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について」を参考にいただき、未策定の場合は早急に対応いただきたい。

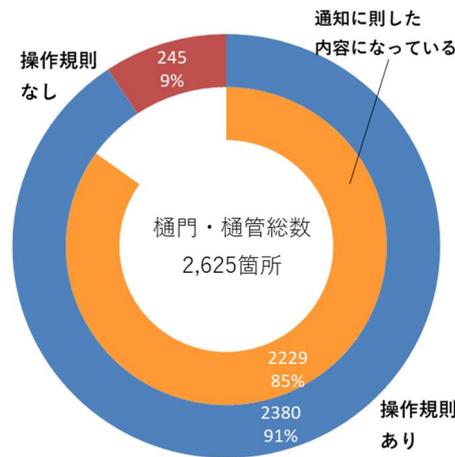
#### ② 樋門等操作規則の策定状況について

令和6年3月末時点の調査結果を以下に示す。都道府県別の策定状況についても示すので、都道府県におかれては引き続き管内地方公共団体への指導をお願いする。

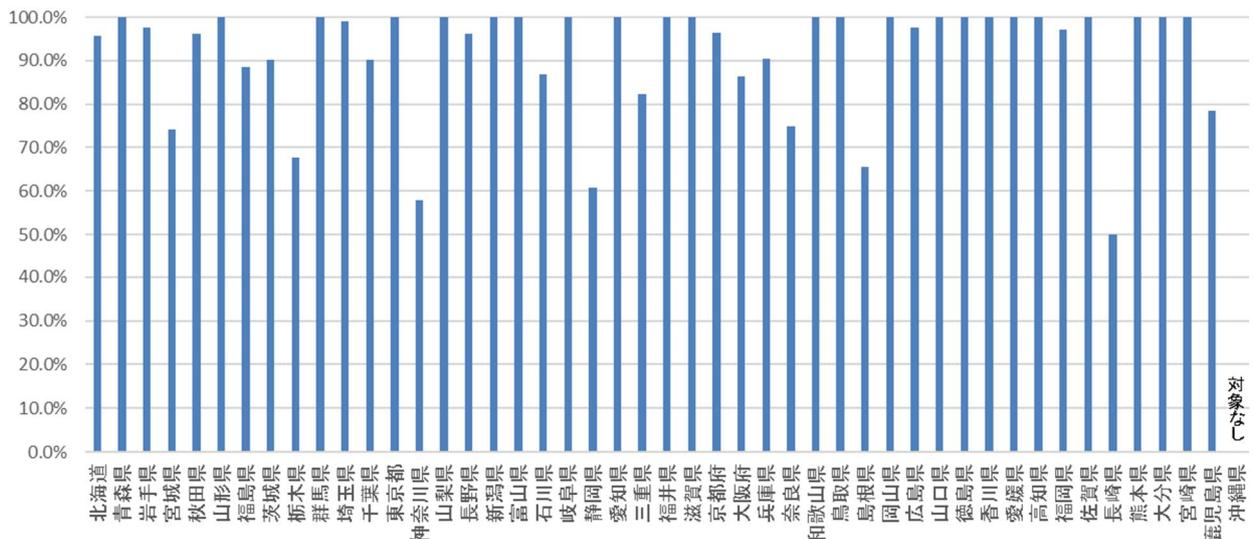
樋門等操作規則の策定対象数：2,625箇所

樋門等操作規則策定済の箇所数：2,380箇所

上記のうち既にR3.7の作成指針（通知）に則した操作規則策定箇所数：2,229箇所



樋門等操作規則策定状況



【都道府県別】 樋門等操作規則策定率 (R6.3 末時点)

#### 4) 水位周知下水道の導入促進について

##### 【制度概要】

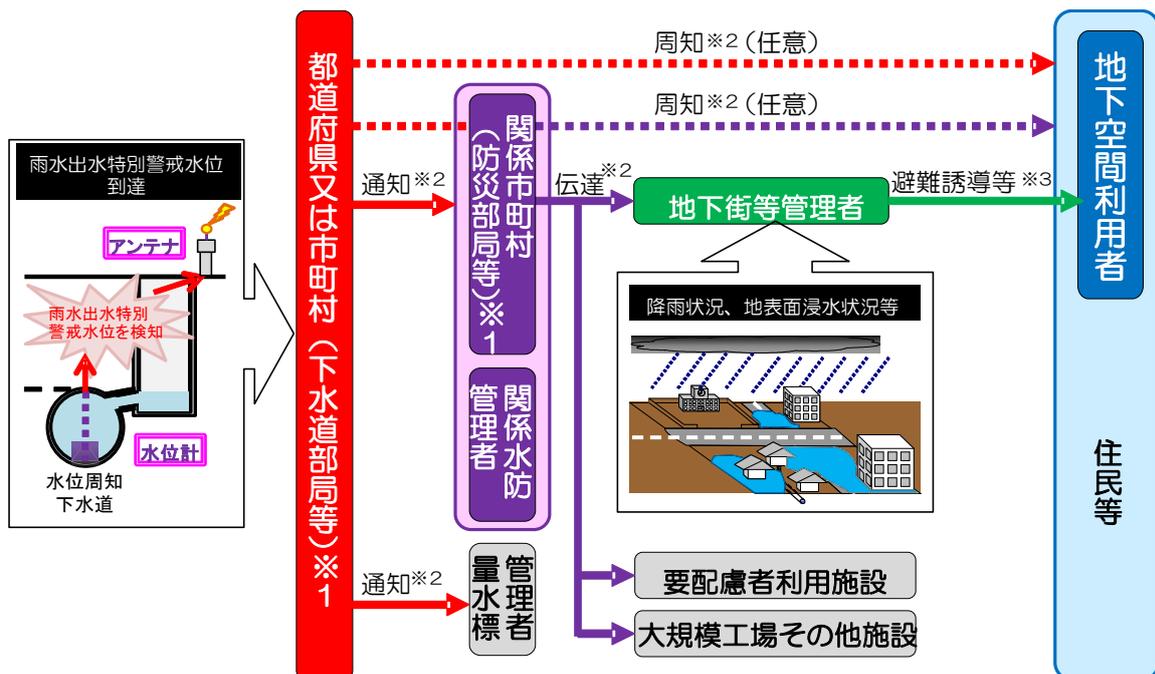
- ・ 想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、水位を周知する下水道を指定し、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位である内水氾濫危険水位を設定して、その水位に達した場合は、内水氾濫危険情報を関係者に通知・周知する制度。
- ・ 水位周知下水道を指定した下水道が存在する地区では、その地区における想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図を公表し、ハザードマップの作成やそれに基づく訓練等を実施する必要がある。

##### 【令和7年3月末現在の指定状況】 4都市

- ・ 令和2年度に福岡県福岡市<sup>※</sup>、広島県広島市、令和3年度に神奈川県川崎市、令和4年度に名古屋市において水位周知下水道の指定がなされている。
- ※令和6年度に地区追加

##### 【制度活用のポイント】

- ・ 地下街等を有する都市については、想定最大規模降雨において、雨水出水により地下街に相当な損害が生じるかのリスクの検証を行うとともに、地下街管理者と制度の内容や実際の運用方法について意見交換を行い、引き続き検討を進めていただきたい。
- ・ 水位情報の発信にあたっては、降雨情報等、水位以外の情報を十分に活用しつつ、水防活動や避難の判断に資する情報となるよう、各地方公共団体の実情に応じてご検討いただきたい。
- ・ 地下街等が存在しない都市においても、近年甚大な浸水被害が発生した地区を有する都市においては、ソフト対策の強化を目的として、水位の情報を活用したリスク情報の発信に積極的に取り組んでいただきたい。



※1：市町村が水位情報を通知する場合は同一市町村  
 ※2：関係市町村・関係水防管理者・量水標管理者への通知、地下街管理者等への伝達は必須事項、住民等への周知は任意事項  
 ※3：地下街等管理者が水位情報のほか、降雨状況、地表面浸水状況等を総合的に判断して地下空間利用者へ避難誘導等を実施

## 5) 下水道による浸水対策に関する事業制度

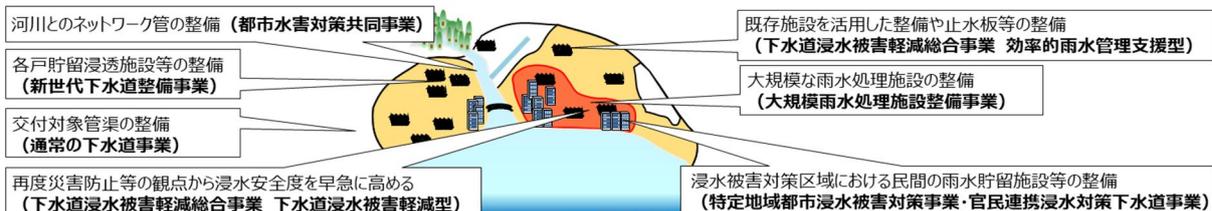
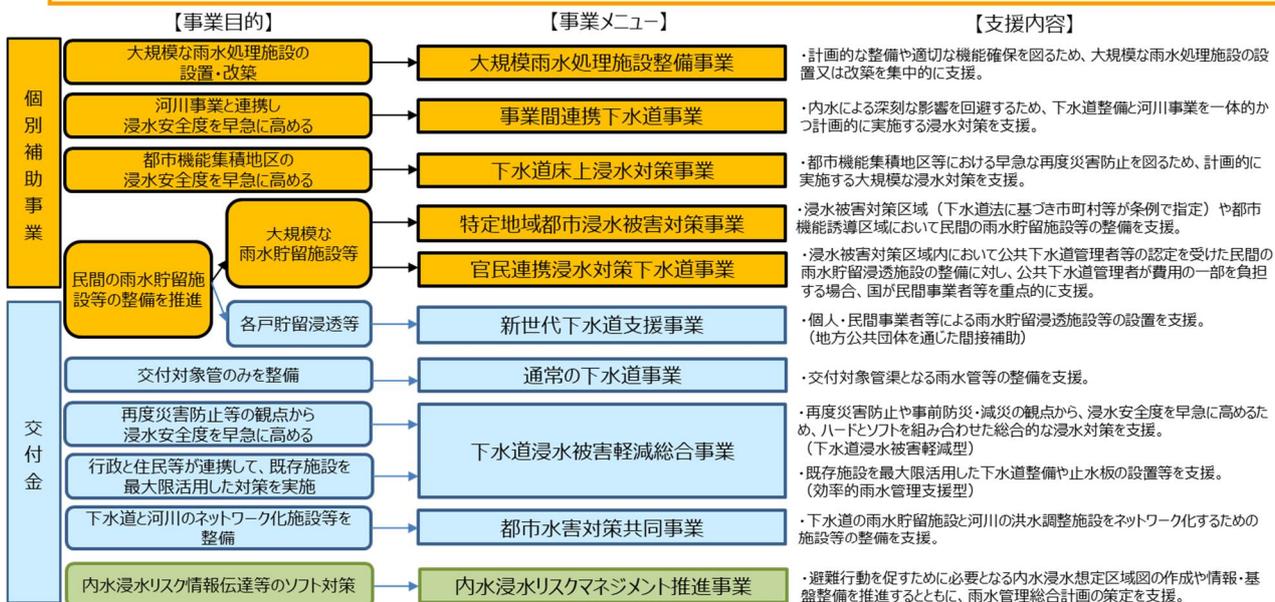
下水道による浸水対策を支援するため、以下に示すような各種制度を準備しているため、各制度の内容・趣旨をご理解いただき、下水道による効率的な浸水対策の実施のために、積極的に活用されるようお願いする。

特に近年の災害等を踏まえ、大規模な雨水処理施設の整備や、河川事業と連携した下水道整備、災害後の緊急的な再度災害防止のための下水道整備に対しては下水道個別補助金の積極的な活用をご検討いただきたい。具体的には「大規模雨水処理施設整備事業」や「事業間連携下水道事業」、「下水道床上浸水対策事業」により下水道事業の浸水対策事業を計画的・集中的に支援するための個別補助制度の充実を図っている。

また、内水浸水リスク情報の伝達や避難行動を促すことを目的とした内水浸水想定区域図等の作成を支援する「内水浸水リスクマネジメント推進事業」を活用し、早期の浸水想定区域図の作成をご検討いただきたい。

令和6年度より、中小河川流域における内水被害等を軽減することを目的として、ハード・ソフトの事業をパッケージ化し、対策を加速化する「内水被害等軽減対策計画」に係る制度を創設した。下水道事業の対策強化及び本川・支川の河川整備の強化に加え、「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の事業をパッケージ化し、流域対策を一体的に実施するもので、内水被害等軽減対策計画に位置づけられた必須事業に対し、重点配分等の予算的支援を行うため、積極的に活用されたい。併せて、下水道事業については、下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に、内水被害等軽減対策計画として認定された地区を追加している。

### 下水道による浸水対策に関する事業制度



## 頻発する内水被害への対策強化

- 内水被害の蓋然性が特に高い地域を対象に、中小河川流域における内水被害等を軽減することを目的として、ハード・ソフトの事業をパッケージ化し、対策を加速化する「内水被害等軽減対策計画」に係る制度を創設。
- 雨水貯留や土地利用の工夫等の流域対策と、河川・下水道の内水対策等を一体的に実施。

### 現状

- ・ 降雨による河川の増水により、市街地の排水機能が十分に発揮されないことによる内水被害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響により内水被害の拡大が懸念。
- ・ これまでは、被災した地域を中心に、各施設管理者が各々対策を実施しており、地域における一体的な対策効果の発現が困難だった。
- ・ 今後は、事前防災としての対策も含め、各施設管理者が一体となり対策を進めていくことが重要であり、現状の河川や下水道の整備とともに、まちづくり、「田んぼダム」等、あらゆる取組と連携する仕組みが必要。

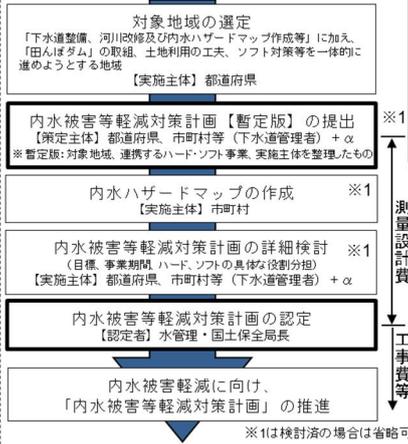


令和5年7月の大雨（秋田県秋田市）

### 今後の取組

- ・ 特に内水被害の蓋然性が高い地域の対策を進めるため、対策の目標とする降雨を設定し、「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の流域対策と一体的に実施する、下水道事業の対策強化及び本川・支川の河川整備の強化、雨水貯留浸透施設等の整備等の個別の事業をパッケージ化した事業計画を都道府県等が主体で作成し、内水被害軽減に向け事業を推進。

#### 【事業プロセス】



#### 新規事項

- 内水被害等軽減対策計画に基づき事業を支援し、内水被害対策を推進。  
事業主体：地方公共団体（都道府県等）  
拡充内容：内水被害等軽減対策計画に位置づけた必須事業について予算を重点化。また、当該計画に基づき実施する流域貯留浸透事業（交付金事業）の現在の交付要件について、500㎡以上の貯留機能を持つ施設とされているところ、複数の施設で500㎡以上に要件を緩和。さらに、下水道浸水被害軽減総合事業（交付金事業）の地区要件に、内水被害等軽減対策計画として認定された地区を追加。

#### 内水被害等軽減対策計画の例（あらゆる事業をパッケージ化）

- 【下水道整備】 例：下水道浸水被害軽減総合事業※2
- 【河川改修】 例：広域河川改修事業、流域貯留浸透事業※2
- 【ソフト対策】 例：内水ハザードマップの作成
- 【ソフト対策】 例：情報基盤整備事業 ※2 適用範囲を拡充

#### ＋ 下記のいずれかの事業と連携

- ハード**
  - ・ 防災まちづくりや住まい方の工夫に関する事業
  - ・ 「田んぼダム」のための水田整備等に関する事業 など
- ソフト**
  - ・ 浸水リスクの高い地域の災害危険区域等の土地利用の工夫
  - ・ 内水被害等軽減対策計画完了後の特定都市河川指定 など

※1 測量設計費  
※2 工事費等

- ・ 内水被害等軽減対策計画に位置づけられた必須事業は、重点配分等の予算的支援。
- ・ 5年程度を目途に全国の内水被害常襲地域の被害軽減を図る。

### 【下水道による都市浸水対策の達成状況】

令和6年3月末現在で、人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等において、概ね5年に1回程度発生する規模の降雨に対して下水道の整備が完了した面積の割合は約62%となっている。

#### ■都道府県、政令市別の都市浸水対策達成率（令和6年3月末時点）

都道府県	達成率	都道府県	達成率	政令市等	達成率
北海道	63%	滋賀県	41%	札幌市	79%
青森県	61%	京都府	80%	仙台市	37%
岩手県	51%	大阪府	71%	さいたま市	49%
宮城県	59%	兵庫県	70%	千葉市	78%
秋田県	57%	奈良県	47%	東京都区部	72%
山形県	48%	和歌山県	49%	横浜市	67%
福島県	49%	鳥取県	75%	川崎市	57%
茨城県	62%	島根県	47%	相模原市	88%
栃木県	50%	岡山県	26%	新潟市	61%
群馬県	48%	広島県	64%	静岡市	51%
埼玉県	49%	山口県	69%	浜松市	33%
千葉県	49%	徳島県	76%	名古屋市	99%
東京都	71%	香川県	49%	京都市	91%
神奈川県	65%	愛媛県	72%	大阪市	88%
新潟県	55%	高知県	52%	堺市	58%
富山県	79%	福岡県	72%	神戸市	81%
石川県	57%	佐賀県	49%	岡山市	47%
福井県	65%	長崎県	71%	広島市	71%
山梨県	18%	熊本県	58%	北九州市	74%
長野県	40%	大分県	76%	福岡市	78%
岐阜県	57%	宮崎県	67%	熊本市	53%
静岡県	47%	鹿児島県	75%	政令市等	72%
愛知県	81%	沖縄県	66%		
三重県	44%	全国	62%		

## 6) 河川やまちづくりとの連携について

### ① 特定都市河川浸水被害対策法による浸水対策の推進

令和3年の特定都市河川浸水被害対策法(以下「特定都市河川法」という。)改正により、特定都市河川の指定対象河川の要件拡大や、流域水害対策計画の記載内容の充実などが盛り込まれ、多くの地域において総合的な浸水対策が可能となったため、指定要件に該当する場合には河川部局と連携し特定都市河川法に基づき流域一体となった総合的な浸水対策に積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、河川との連携事業については、事業間連携下水道事業により支援しているところであるため、積極的に活用されたい。

指定を受けた特定都市河川では、あらかじめ国土交通大臣の同意を得て、流域水害対策計画を策定することとされている。特定都市河川の指定状況は以下の通りである。

【参考】特定都市河川の指定状況(令和7年1月28日時点)

※全国で30水系382河川が指定

### ② 浸水被害対策区域制度(官民連携した浸水対策)

#### 【制度概要】

- ・財政状況の逼迫、地下空間の輻輳等により、下水道管理者のみでは追加的整備を行うことが困難な場合に、民間施設の地下空間を活用するなど、民間の協力を得て、浸水対策を実施する区域を指定する制度。
- ・管理協定を締結することで下水道管理者が民間設置の雨水貯留施設の管理を行えるなど、官民連携した浸水対策を実施。
- ・令和3年の下水道法改正により「雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度」を創設。

#### 【令和7年3月末現在の指定状況】2都市

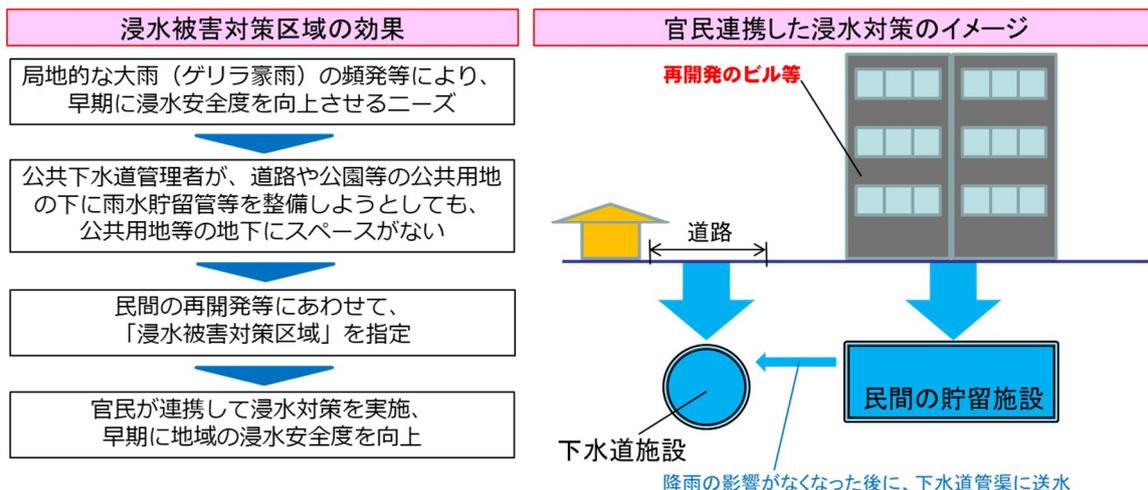
- ・これまでに神奈川県横浜市及び藤沢市において浸水被害対策区域を指定。

#### 【制度活用のポイント】

- ・浸水被害対策区域等を活用した民間事業者等と連携した効率的な浸水対策の実施により、都市部における浸水に対する安全度の早期向上を図られたい(平成29年3月31日付国水 downstream 第43号「官民連携による効率的な浸水対策の推進について」参照)。
- ・浸水被害対策区域内において、公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対しては、官民連携浸水対策下水道事業において整備費用の一部を下水道管理者が負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度もあるため、これらの制度の活用も考慮して積極的に検討されたい。なお、認定施設については、固定資産税に関する特例措置が適用されることとなるため、あわせて活用されたい。
- ・浸水被害対策区域制度の活用にあたっては「官民連携した浸水対策の手引き(案)」(令和3年11月)を参考とされたい。

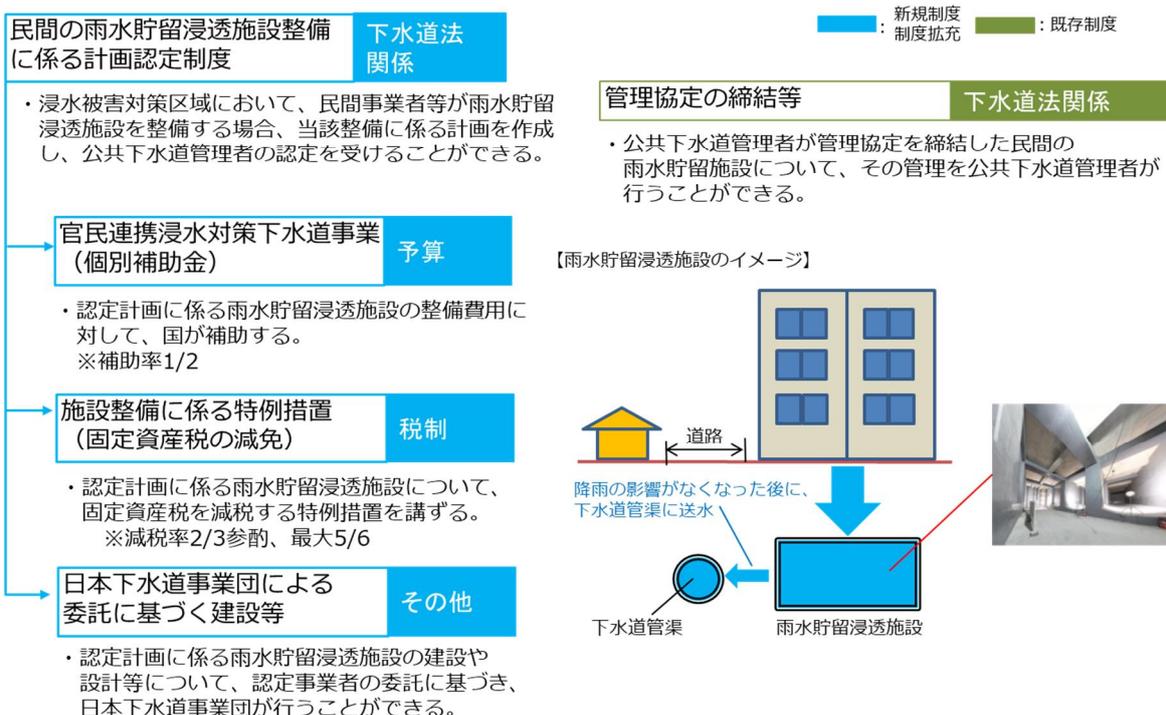
## 浸水被害対策区域制度（官民連携による浸水対策の推進）

- 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定。
- 下水道法第10条の排水設備の基準に代えて、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間に対して雨水貯留施設の設置等を義務づけることができる。
- 区域内に存する貯留容量100m<sup>3</sup>以上の雨水貯留施設について、公共下水道管理者自らが管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設を管理することができる。



## 令和3年に拡充された民間による雨水貯留浸透施設整備に対する支援

- 民間による雨水貯留浸透を推進するため、予算・税制など浸水被害対策区域制度を拡充。



## (8) 雨天時浸入水対策の推進について

### 1) 雨天時浸入水対策ガイドラインについて

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、雨天時浸入水によって、污水管からの溢水や宅内への逆流等が発生している。雨天時浸入水は、下水道を管理する地方公共団体にとって解決すべき課題であるが、必ずしも十分な対策がとられているとは言えない。

そのため、国土交通省では、分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン」という。）を令和2年1月に策定した。

計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体は、下記の事項に十分留意して、本ガイドラインを参考に、「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施を図られたい。

#### ① 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において污水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）とした。

（事象1）処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きよやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢水すること

（事象2）処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きよやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きよから、下水が公共用水域へ流出すること

（事象3）処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せず放流または流出すること

#### ② 段階的な対策について

雨天時浸入水対策を実施する地方公共団体は、事象の発生を防止するための対策について、雨天時浸入水対策計画の計画期間における全ての対策について検討するとともに、対策完了まで長期間を要する場合には、地域の実情及び放流先の水環境等を踏まえ、段階的な目標を設定し、時間軸を有した対策を講じられたい。

具体的には消毒等の応急対策や、未利用地を活用し一時貯留するなどの暫定対策などを含めて、早期に効果発現が図られるよう対策を行うことが望ましい。

#### ③ 流域下水道について

流域下水道における雨天時浸入水対策は、流域下水道管理者と流域関連公共下水道管理者が相互に連携することが重要である。地形的な要因等により、雨天時浸入水の流入が多

い地区と、事象が発生しやすい地区の下水道管理者が異なることも考えられるが、事象が発生した実績のある処理区は、その処理区全体の課題として、当該流域下水道に関するすべての下水道管理者が雨天時浸入水対策に協力し、推進体制を構築することが重要である。

#### ④モニタリング等について

雨天時浸入水対策が完了するまでの間に、計画降雨以下で事象が発生した場合、または、対策が完了した後に計画降雨を超過し事象が発生した場合などにおいて、継続的に事象の発生状況を詳細に記録し、所定の様式にて国土交通省に報告されたい。

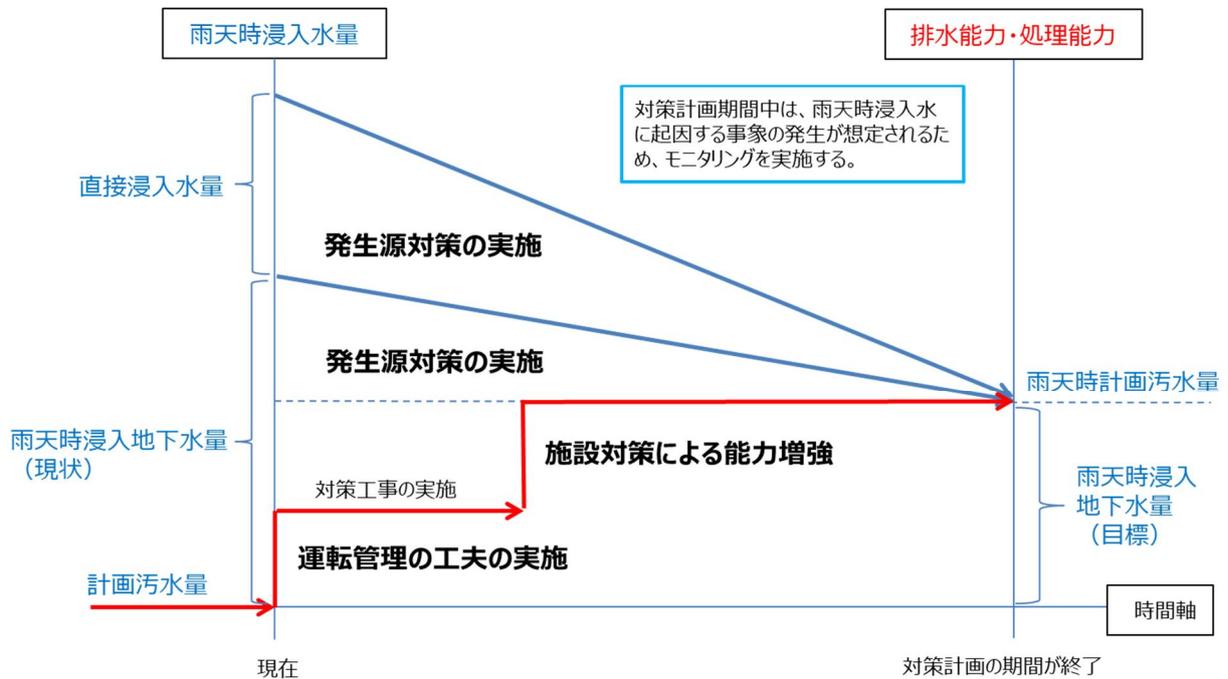
また、雨天時浸入水対策の実施状況を踏まえて対策効果を把握し、必要に応じて雨天時浸入水対策計画を見直し、より効果的かつ効率的な対策を実施されたい。

(参考)

雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和2年1月）

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000639.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000639.html)

雨天時浸入水対策 実施イメージ	
○発生源対策により、直接浸入水の浸入の防止、および雨天時浸入地下水の浸入を最少限度とする措置を講じることで、雨天時浸入水を減少させる。	
○さらに、運転管理の工夫を実施することに加え、施設対策を実施し、排水能力や処理能力を増強する。	
○雨天時浸入水対策計画を策定後、速やかにこれらの対策に着手し、計画期間の終了までに事象の発生を防止する。	



## 2) 雨天時浸入水対策計画の策定等について

### ①雨天時浸入水対策計画策定等に係る事前協議の手続きについて

雨天時浸入水対策計画の策定時または変更時の事前協議（以下「協議」という。）については、当面の間、本省担当官と直接協議し、確認を受けることとしていたが、令和5年4月より地方整備局等担当官との協議に変更した。ただし、令和5年3月以前に本省担当官と協議を実施していたものについてはこの限りではない。なお、地方整備局等担当官が認めた場合はWEB・電子メール等による協議も可能とし、必要に応じて、本省担当官を含めた協議を行うこともある。

### ②事前協議に際し必要な書類等について

#### 1) 雨天時浸入水対策計画

雨天時浸入水対策計画は、令和5年3月29日付「雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等の変更について」の事務連絡のとおり作成することを標準とする。なお、雨天時浸入地下水量の設定に際し、目標とする浸入率が、雨天時浸入水対策ガイドラインの第3章第2節（（参考）浸入を最少限度とする措置が講ぜられた場合の浸入率について）に示す値を超えて設定する場合は、説明資料を添付することとする。

#### 2) 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について（令和3年11月1日付け国水事第28号）」において定める下水道計画一般図（雨天時浸入水対策計画で対象とする区域の境界線を記載すること、内容が把握できる範囲においてA4あるいはA3版等に縮小することも可とする。）とする。

### ③ 雨天時浸入水対策に係る国の財政的支援について

雨天時浸入水対策計画の策定において、計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管きよ等）の浸入水に係る点検、調査その他の施設計画の検討については、社会資本整備総合交付金等による支援が可能であるので活用されたい。

また、施設対策においては、従来の交付対象に該当する主要な管渠やこれを補完するポンプ施設等に係る対策であれば、交付対象になりうることに留意されたい。例えば、計画汚水量（雨天時浸入地下水量を含めない汚水量）に基づき定めた管渠が主要な管渠に該当する場合、雨天時計画汚水量に対する排水能力の不足が確認されれば、布設替えなど排水能力を増強する対策等は交付対象となるが、計画汚水量（雨天時浸入地下水量を含めない汚水量）に基づき定めた管渠が主要な管渠に該当しない場合は、当該管渠の施設対策は交付対象とはならない。

### ④ 雨天時浸入水対策ガイドライン（案）参考資料の更新について

早期の計画策定及び計画に基づく対策の実施を推進するため、「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」の参考資料として、「流域下水道における維持管理負担金等に関する実態調査」「雨天時浸入水対策に関する事例集」に関する資料を更新し、令和6年3月に公表したので、計画策定等にあたっては、これらも参考にされたい。

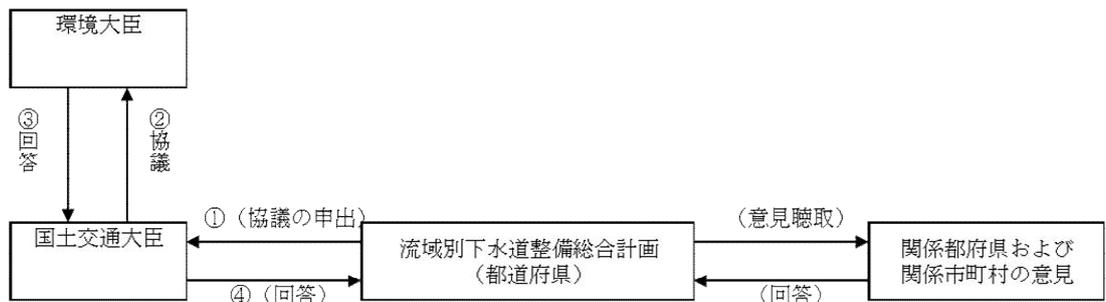
## (9) 流域別下水道整備総合計画の協議の見直しについて

- 1) 流総計画の国への協議は届出に見直された。(R4.8)
- 2) 環境省において、環境基準の設定のあり方が変更された。(R7.2)

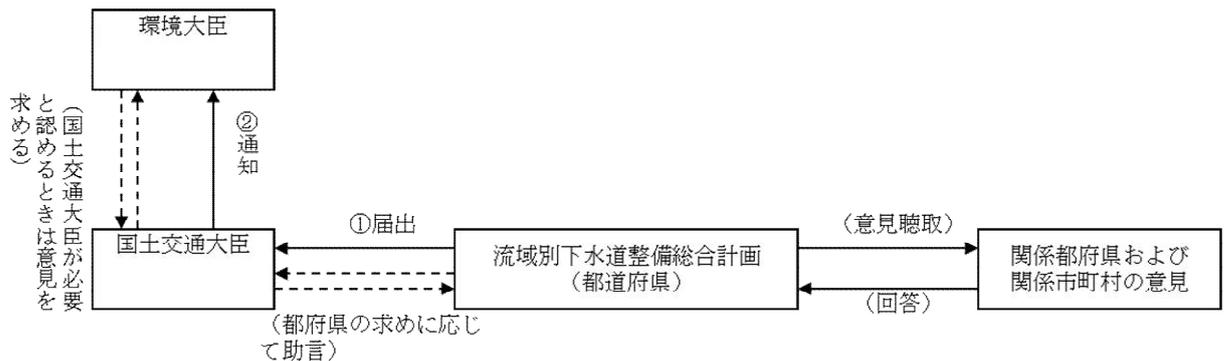
### 1) 流域別下水道整備総合計画の協議の見直しについて

下水道法では、都府県が、2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画（流総計画）を策定・変更する場合には、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要であったが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）における下水道法の改正により、2以上の都府県にわたる流総計画の策定・変更について、国への協議を届出に見直すこととされたため、適切に対応されたい（令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行）。

改正前



改正後



【流総計画の協議先一覧】

業務	事業	区分		本省	地方整備局	都道府県	市町村
		流総計画受理	— 都道府県	広域水域	ブロック広域水域	届出受理 環境省本省へ 通知	
ブロック水域	環境省本省へ 通知（経由）				届出受理 環境省本省へ 通知	策定	
非広域水域						策定	

(注) 広域水域：複数の都府県に跨る水域。そのうち複数の地方整備局に跨る水域を「ブロック広域水域」、そうでないものを「ブロック水域」とする。

非広域水域：複数の都府県に跨らないもの。

## 2) 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて

令和6年9月に開催された、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会において、地域のニーズや実情に応じた水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の在り方と柔軟な運用について検討が行われ、その結果を踏まえて「①適時適切な類型の見直し」、「②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し」、「③季別の類型指定」及び「④CODの達成評価の変更」に関し、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年5月環水企第92号）」の改正が行われたところである。

流総計画は、公共用水域の水質環境基準を達成・維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するための計画であるため、当該水域に係る水質環境基準の類型指定が改定される等、流総計画の前提条件が大きく変更され、流総計画を変更する必要がある場合には、遅滞なく流総計画を変更されたい。

【参考】水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_04359.html](https://www.env.go.jp/press/press_04359.html)

### ■ 「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）」

（改正概要）

- ・ 告示別表2の利用目的の適応性の欄から「水浴」を削り、水浴を利用目的とする測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的とする測定点を除く。）は大腸菌数300CFU/100ml以下と規定。

### ■ 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年5月環水企第92号）」の改正概要

（改正概要）

- ・ 水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うことを明記。
- ・ 季別の類型指定を可能とする。
- ・ 湖沼（AA又はA類型に限る）又は海域（A又はB類型に限る）において、有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくて良いこととした。なお、評価を行わない場合も有機汚濁に関するモニタリング（COD、底層溶存酸素量等）は継続して行うこと。

## (10) 水環境管理の推進について

下水放流先の公共用水域の状況に応じて、下記施策を推進し、望ましい水環境の創造に貢献されたい。

- 1) 栄養塩類の能動的運転管理の推進
- 2) 合流式下水道の改善
- 3) 高度処理の推進

### 1) 栄養塩類の能動的運転管理の推進について

#### ① 栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）の策定・公表について

公共用水域の水質保全是、有機汚濁負荷や栄養塩類の削減により、水質環境基準の達成を図ることが重要と考えられてきた。しかし、生物の多様性の保全や持続可能な水産活動を育める豊かな海にとっては、栄養塩類も水生生物の生息・育成にとって欠かせないものであり、生態系や水産資源への配慮等、きれいだけでなく豊かな水環境を求める新たなニーズが高まっている。

このため近年では、下水処理水放流先のアサリやノリ養殖業等に配慮し、冬季に下水処理水中の栄養塩類（窒素やりん）濃度を上げることで不足する窒素やりんを供給するなど、地域のニーズに応じ季節毎に水質を管理する能動的運転管理の取組を行っている。

国土交通省では、平成 26 年 3 月に「栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理ナレッジに関する事例集」の公表、平成 27 年に「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」の改訂及び下水道法施行規則の改正、平成 27 年 9 月に「下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理のための運転方法に係る手順書（案）」の公表などを実施し、能動的運転管理の取組を進めてきた。

令和 5 年度末時点で 41 都市 67 箇所<sup>1</sup>の下水処理場で、栄養塩類の能動的運転管理が実施・試行されているが、今後、地域の実情に応じて取組の更なる普及促進を図っていくため、国土交通省では、令和 3 年 1 月に有識者等による委員会を設置し、下水処理場の能動的運転管理の効果的な運転管理手法等について検討を進めてきたところ。

委員会での議論を経て、令和 3 年 3 月には、平成 26 年 3 月に公表した事例集の改訂版として、最新の実施事例とその内容について紹介した「栄養塩類の能動的運転管理に関する事例集」を公表した。

さらに、令和 5 年 3 月には、これまでに栄養塩類の能動的運転管理を実施している自治体の運転状況等の調査に基づき、導入に向けた関係機関との連携・調整方法をはじめ、栄養塩類の効果的な排出と安定的な運転方法の確立に向けた留意点などを取りまとめた「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」を策定・公表した。能動的運転管理の検討・実施中の下水道管理者においては、参考とされたい。

また、播磨灘流域別下水道総合計画（兵庫県）では、全国で初めて県内3下水処理場において季節別の処理水質を位置づけているが、季節別処理水質を流域別下水道整備総合計画に位置づける場合には、大臣官房参事官（上下水道技術）付流域計画係長まで相談されたい。

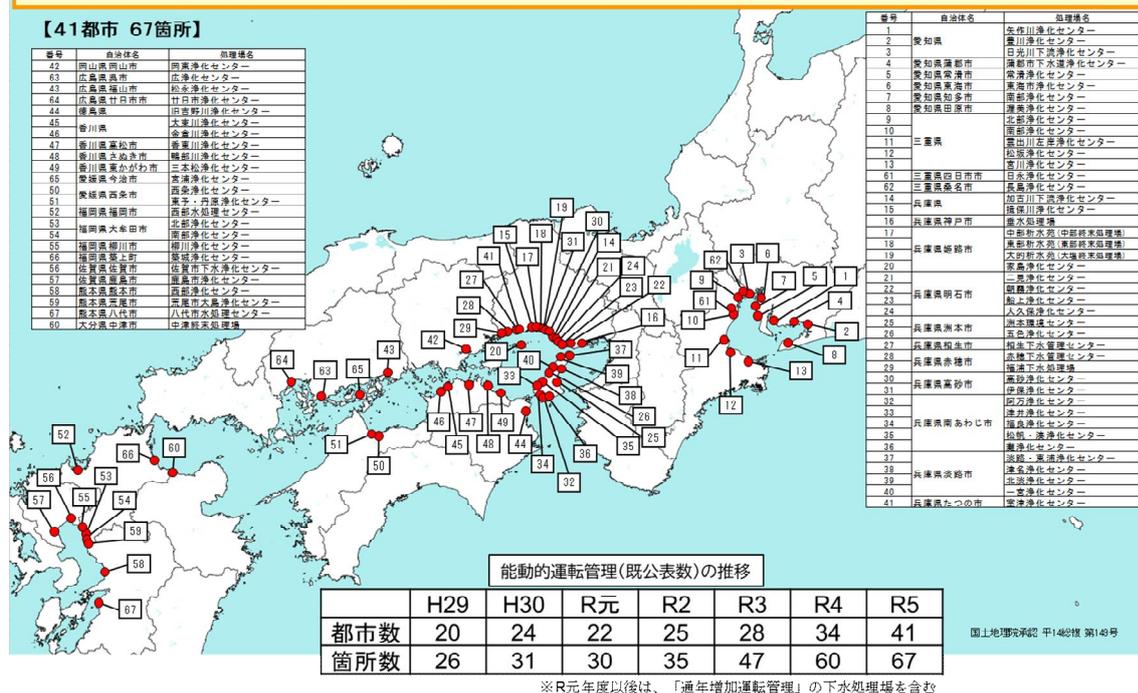
【栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）】

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001597388.pdf>

【栄養塩類の能動的運転管理に関する事例集】

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001397912.pdf>

### 栄養塩類の能動的運転管理を導入している下水処理場(R6.3時点)



### ②栄養塩類管理制度について

「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案」の令和3年6月の改正によって、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる栄養塩類管理制度が創設され、周辺環境の保全と調和した形での特定の海域への栄養塩類供給を可能とすることで、海域及び季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行えることとなった。

その後、令和4年10月には、全国で初めて、兵庫県栄養塩類管理計画が策定され、栄養塩類増加措置実施者として、28箇所の下水処理場が栄養塩類を供給するため、季節別の能動的運転管理を実施することとしている。また、令和6年3月には香川県、令和7年2月には山口県において栄養塩類管理計画が策定されている。

## ■ 主な改正内容

### 1. 栄養塩類管理制度の創設

- 関係府県知事が策定する計画に基づき、特定の海域への栄養塩類供給を可能に
    - ・ 関係府県知事は、水質の目標値、栄養塩類供給の実施方法、水質の測定の方法等を計画に記載
    - ・ 水質の目標値は、水質環境基準の範囲内において策定
    - ・ 計画策定時には栄養塩類管理が環境に及ぼす影響についての調査・評価、環境保全上関係のある他の自治体、環境大臣その他関係者への意見聴取・協議等を実施するとともに、計画実施時には定期的に実施状況を評価し、随時計画を見直すことで、周辺環境の保全との調和・両立を確保
    - ・ 栄養塩類供給を実施する者に関する特例を新設
      - 水質汚濁防止法に基づく総量規制の適用除外、特定施設の構造等の変更許可手続の緩和
- ➡ 生物の多様性の恩恵としての、**将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献**

## 2) 合流式下水道の改善対策について

### ①合流式下水道緊急改善事業

平成 12 年 9 月の東京湾への白色固形物（オイルボール）の漂着等が社会問題となったことをきっかけに、合流式下水道の改善対策を緊急的かつ集中的に実施するため、平成 14 年度に「合流式下水道緊急改善事業」が創設された。その後、平成 15 年に下水道法施行令が改正され、雨水の影響が大きい時の水質基準等が定められるとともに、原則、平成 25 年度（処理区域の面積が大きい場合は令和 5 年度）までに対策を完了することが義務づけられ、令和 5 年度までに全ての都市において下水道法施行令に基づく対策が全て完了したところである。

下水道法施行令に基づき令和 5 年度までに必要な改善対策を終えることとなっていた地方公共団体については、合流式下水道緊急改善事業完了後に、速やかに事業評価を実施する（原則として事業完了後 3 年以内とし、令和 8 年度までに事後評価を行う）とともに、その結果を公表し、国土交通省に提出することになっているので、留意されたい。

### ②今後の合流式下水道の施策のあり方について（提言）

国土交通省では、令和 5 末度を対策期限とする合流式下水道緊急改善事業の完了を見据え、令和 4 年 12 月に「合流式下水道緊急改善事業の総合的評価と今後のあり方検討委員会」を設置し、これまでの施設整備の状況や対策効果等を経験するとともに、令和 6 年度以降の合流式下水道の施策のあり方について議論を進めてきた。その結果、第 3 回までの検討会の議論を経て、令和 5 年 6 月に「今後の合流式下水道の施策のあり方について」提言がとりまとめられた（追補版：令和 6 年 3 月）。提言では、基本的な考え方として、(1)多様な主体との連携、(2)水域のニーズに応じたわかりやすい評価指標と目標の設定、(3)水域の目標に応じた対策の推進の 3 つの観点から、水域の特性と水環境へのニーズ・利用用途に応じて、合流式下水道の対策等を強化し、地域のニーズに即した水環境の創出に貢献していくことが示されたところである。

【参考】「合流式下水道緊急改善事業の総合的評価と今後のあり方検討委員会」

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000811.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000811.html)

### ③特定水域合流式下水道改善事業の創設

提言を受け、特に対策の必要性が認められる特定の水域において、水域の特性と水環境へのニーズ・利用用途に応じて、合流式下水道の対策等を強化し、水質保全等に資することを目的に、令和6年度に「特定水域合流式下水道改善事業」を新たに創設したところである。

特定水域とは、合流式下水道の雨天時放流水に起因した著しい水質汚濁が発生しており、多様な主体による協議会等により当該水域の目標等が定められ、地域の合意形成が図られている水域を対象としている。本事業の実施にあたっては、令和10年度末までを期限とする計画期間5年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を策定する必要があるので、留意されたい。

#### ◇特定水域の選定・整備目標

- 堀川・新堀川が流れる堀川流域は、名古屋の都心に広がる、古くから合流式下水道で整備されてきた流域（約3,211ha）であり、人々の暮らしやまちづくりに密接な関わりを持つ
- 下水道法施行令に定める基準を達成し、水質は改善傾向にあるものの、雨天時にはBODやふん便性大腸菌群数が環境目標値※を超過する事例が発生している。

↓

- 堀川流域を特定水域合流式下水道改善事業（本事業）に位置付け、合流式下水道におけるさらなる水質浄化に取り組むとともに、多様な主体（市民団体・河川部局、環境部局など）とも連携し堀川流域の水質浄化を進めることで、水辺空間を活用した賑わいの創出や、川に入っの遊びが楽しめるような水質を目指す。

※名古屋環境基本条例に基づき、市の環境審議会の管申を受けて設定

BOD	ふん便性大腸菌群数
3.0mg/L 以下	1,000個/100ml 以下

目指す姿

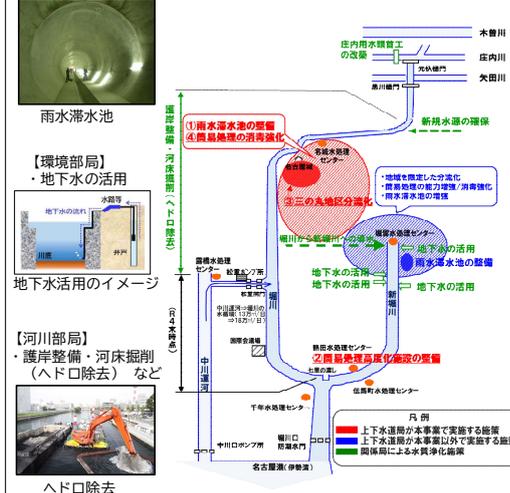


#### ◇堀川流域における今後の浄化施策の方向性

本事業で実施する短期的な水質浄化施策をはじめ、関係部局と連携した施策や長期施策を推進することで、堀川流域の長期的な整備目標（環境目標値）の達成を目指す

【本事業で実施する施策】

①雨水滞水池の整備    ②簡易処理高度化施設の整備  
③三の丸地区の分流化    ④簡易処理の消毒強化



雨水滞水池

【環境部局】  
・地下水の活用

地下水活用のイメージ

【河川部局】  
・護岸整備・河床掘削（ハドロ除去）など

ハドロ除去

凡例  
■ 上下水道局が本事業で実施する施策  
■ 上下水道局が本事業以外で実施する施策  
■ 関係局による水質浄化施策

#### ◇多様な主体との連携

◇堀川1000人調査隊：53,722名の登録（令和6年3月時点）

- 市民が主体となり、名古屋市が実施する堀川浄化施策の効果を検証するため、調査活動している
- 水の臭い、見た目の変化等を調査
- 調査隊報告会を通じて意見交換を実施する等、市民と行政が力を合わせて、堀川の浄化・再生を目指す

調査隊報告会

◇堀川再生の推進に関する検討会

- 堀川流域のさらなる水質浄化に向けて、関係部局（河川部局、環境部局等）と今後の浄化の方向性を検討
- 浄化施策の効果検証においては、有識者の意見を聴取

特定水域合流式下水道改善事業の事例（名古屋市：堀川流域）

### 3) 高度処理の推進について

#### ①高度処理実施率について

閉鎖性水域の水質改善等に必要な高度処理の実施率は、令和5年度末時点で約66%となっている。高度処理の必要な各地方公共団体におかれては、引き続き高度処理の導入を進めていただきたい。特に、実施率が低い地方公共団体においては、改築・更新時における高度処理の導入はもとより、既存施設を活用した段階的高度処理（水域の早期水質改善に向けて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫により段階的に高度処理化を図る手法と定義）の取組を積極的に実施していただきたい。

なお、事業計画に高度処理として位置付ければ、流域関連市町村を含む一般市町村においては補助対象範囲の拡大や特別交付税措置の対象となるため、流域関連公共下水道を含めた関係市町村にも周知頂きたい。

#### ②既存施設を活用した段階的高度処理

耐用年数等から施設の全面的な改築が当面の間見込めない処理場においても、段階的高度処理の導入により高度処理を推進すること目的とし、平成27年7月に「既存施設を活用した段階的高度処理の普及ガイドライン（案）」を公表している。このガイドライン（案）では、段階的高度処理の効果、導入手順、運転管理上の留意点等を整理しており、段階的高度処理導入の検討時に参照していただきたい。

高度処理人口及び高度処理実施率(令和6年3月時点)

(令和5年度末)

都道府県名	高度処理人口	高度処理	都道府県名	高度処理人口	高度処理
	(万人)	実施率		(万人)	実施率
北海道	51.6	99.9%	滋賀県	124.0	89.7%
青森県	0.0	0.0%	京都府	153.8	72.1%
岩手県	0.5	50.5%	大阪府	647.0	74.8%
宮城県	17.6	42.3%	兵庫県	159.7	43.9%
秋田県	0.01	100.0%	奈良県	52.0	41.6%
山形県	0.0	0.0%	和歌山県	15.4	34.1%
福島県	3.7	80.7%	鳥取県	3.4	60.9%
茨城県	71.6	68.5%	島根県	18.6	94.3%
栃木県	0.02	0.2%	岡山県	83.3	73.2%
群馬県	3.7	4.5%	広島県	79.2	47.2%
埼玉県	569.0	91.7%	山口県	25.1	27.8%
千葉県	309.6	59.9%	徳島県	3.4	22.0%
東京都	1083.3	79.3%	香川県	3.2	68.1%
神奈川県	385.9	51.9%	愛媛県	16.2	36.4%
新潟県	0.04	0.4%	高知県	1.0	74.5%
富山県	7.9	34.9%	福岡県	285.7	92.7%
石川県	20.0	77.0%	佐賀県	2.0	4.9%
福井県	2.8	55.8%	長崎県	14.5	46.0%
山梨県	0.1	0.4%	熊本県	19.3	18.9%
長野県	27.4	91.7%	大分県	2.1	22.6%
岐阜県	91.3	64.0%	宮崎県	0.0	0.0%
静岡県	5.4	17.7%	鹿児島県	0.1	36.6%
愛知県	366.9	54.7%	沖縄県	9.4	91.5%
三重県	90.5	70.7%	全国計	4,827	65.7%

・良好な水環境創出のための高度処理実施率とは、公用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る区域内人口に対し、高度処理（段階的処理を含む）が実施されている区域内人口の割合。

・高度処理人口及び高度処理実施率は小数点以下2桁を四捨五入している。

#### 4) 下水処理場における水質とエネルギーの最適管理について

きめ細かな水環境管理の推進にあたり、下水処理場においては、「水質」と「エネルギー」を勘案した運転管理が重要である。一方、処理水質とエネルギー消費量は、トレードオフの関係にあるものもあり、水質管理目標とエネルギー削減目標をバランス良く設定し、最適な管理を行う必要がある。

このため、国土交通省では、二軸グラフを活用した PDCA サイクルによる管理手法として「二軸管理」の検討を行い、平成 30 年 3 月に「水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン～下水処理場における二軸管理～」を公表している。各下水処理場においては、このガイドラインを参照し、取組を進めていただきたい。

【水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン～下水処理場における二軸管理～】

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000379.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000379.html)

#### 5) 戦略的な水環境管理のあり方検討会

公共用水域の水質保全是、水質環境基準の達成等を目標として、流域別下水道整備総合計画に基づき、高度処理等の下水道整備が進められてきた。その結果、公共用水域の水質環境基準の達成率は着実に向上するとともに、汚水処理人口普及率は、概成を目前に控えている状況にある。

一方、生物多様性の保全や持続可能な水産資源を育める豊かな海等、水環境に対する新たなニーズの高まりに加え、人口減少社会や脱炭素社会への貢献等、下水道における水環境施策は大きな転換期に直面している。

このため、社会情勢の変化やニーズ・評価軸の多様化を踏まえ、流域における望ましい水環境管理を実現するために、これからの時代に相応しい、実践的な計画・下水処理基準・運転管理のあり方について検討するため、令和 5 年 11 月に「戦略的な水環境管理のあり方検討会」を設置した。

検討会の論点は以下の表に示すとおりで、特に能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用、新たな流総計画のあり方について議論をしている。令和 7 年度早々にとりまとめを行う予定。

主な論点	施策の方向性		検討時期	
	短期	中長期		
論点1：地域ごとに異なる望ましい水環境の実現に向けた下水道のあり方	地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水環境に対する地域ごとの新たなニーズを踏まえた水域の目標設定とその目標に応じた下水道対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>※高度処理の現状と今後の方向性</li> <li>※環境基準であるCODの課題や、環境基準に追加・変更された底層D O、大腸菌数への対応</li> </ul> </li> <li>■能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用</li> </ul>		第2回、第3回
論点2：様々な社会的要請等に効果的に対応するための下水処理のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>■エネルギー管理を踏まえた効果的な運転管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>※水質変動を踏まえた水質管理方法の見直し</li> <li>※残余排出量のオフセットやブルーカーボン、グリーンインフラ等による脱炭素対策</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■窒素・リンの資源管理の観点から下水道の新たな役割について検討</li> </ul>	
論点3：流域全体を俯瞰した全体最適（流域管理）による下水処理のあり方	流域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■流域における水質、エネルギー等の全体最適に基づき、地域特性や処理規模に応じた合理的な処理レベルの設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物・再生エネルギー事業など他事業との連携事業への配慮</li> </ul>	第4回、第5回
論点4：流域全体を俯瞰した全体最適（流域管理）を推進する計画制度等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>■人口減少下の管理・更新の時代における新たな流総計画のあり方（計画内容・機動的な見直し）を検討</li> <li>■下水処理の状況に応じた負担のあり方を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>※負担のあり方について、排出量取引のような費用や収益の構造によって柔軟に対応できる方法の検討 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■流域関係者が地域の水環境に関する目標像を共有し、水環境への関心を深める取り組みを推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>※多様なニーズに対してそれらのバランスをとることが重要</li> </ul> </li> </ul>	
論点5：戦略的な水環境管理を実現するための技術開発や知見の集積		<ul style="list-style-type: none"> <li>■戦略的な水環境管理の実現に必要な技術開発の検討や知見の集積を実施</li> </ul>		各回

## 第2回戦略的な水環境管理のあり方検討会

### 【戦略的な水環境管理のあり方検討会】

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000855.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000855.html)

## (11) 水質リスク低減に向けた取組の推進について

- 1) 大腸菌群数から大腸菌数に改正。(R7.4.1 施行)
- 2) JIS 規格番号の変更による「下水の水質の検定方法等に関する省令」を改正。  
(R7.4.1 施行)
- 3) PRTR の届出は、電子届出についても 6 月 30 日までに。

### 1) 下水道法施行令の改正等（水質基準）

#### ①放流水の水質の技術上の基準（大腸菌数）

令和 3 年 10 月 7 日の環境省の告示において、生活環境の保全に関する環境基準のうち、新たな衛生微生物指標として大腸菌群数から大腸菌数へ見直しが行われ、令和 4 年 4 月 1 日から施行された。

これを踏まえ、下水道法施行令第 6 条第 1 項第 2 号について、これまでの大腸菌群数から大腸菌数にかかる基準として、「大腸菌数 800CFU/mL」に改正した。また、下水の水質の検定方法等に関する省令において、大腸菌数の検定方法として、「特定酵素基質寒天培地による混釈平板法」を定めた。また、大腸菌数の検定については、試料採取後 12 時間以内に着手することとした。

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

#### ②下水の排除の制限に係る水質の基準（六価クロム化合物）

令和 4 年 4 月に、水質環境基準健康項目の六価クロムの基準値が 0.05mg/L から 0.02 mg/L に改正された。これを踏まえ、下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項第 5 号について、六価クロムの基準を「0.2mg/L」に改正した。また、令第 6 条第 3 項により、放流水の水質基準についても同様に、「0.2mg/L」となることに留意されたい。

なお、水質汚濁防止法施行規則附則第 2 条において、当該省令の施行日に現に設置されている特定施設を設置する特定事業場の排水については、当該省令の施行日から 6 月間（当該省令が水濁法施行令別表第 3 に掲げる施設である場合は 1 年間）は、改正前の基準を適用することとなっており、また、電気めっき業に属する特定事業場からの排水については、当該省令の施行の日から 3 年間は暫定排水基準として「0.5mg/L」を適用することとしている。これらの経過措置については、下水道法施行令第 9 条の 4 第 5 項により、下水道に排除される下水においても同様に適用される。

(令和 6 年 4 月 1 日施行)

#### ③その他

[環境基準]

- ・底層溶存酸素量

環境省において、生活環境の保全に関する新たな環境基準として、底層溶存酸素量（魚介類を中心とした水生生物の生息環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準）として、平成28年3月に「底層溶存酸素量」が生活環境の保全に関する環境基準に追加された。

令和3年には、琵琶湖及び東京湾において、水質環境基準である底層溶存酸素量に係る水域類型が指定され、その他の海域及び湖沼についても類型指定が進められている。

#### [暫定排水基準]

##### ・亜鉛

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和3年12月11日から施行され、亜鉛含有量に係る暫定排水基準について、下水道業においては、令和3年12月11日から令和6年12月10日までは設定せず、一般排水基準(2mg/L)に移行された。電気めっき業については令和6年12月10日まで暫定排水基準(4mg/L)が適用される。

##### ・六価クロム

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が令和6年4月1日から施行され、一般排水基準が「0.2mg/L」に強化されるが、電気めっき業については令和9年3月31日まで暫定排水基準「0.5mg/L」が適用される。

## 2) 「下水の水質の検定方法等に関する省令」の一部改正等

### ① 「下水の水質の検定方法等に関する省令」の一部改正について

下水の水質の検定方法等に関する省令では、公共下水道又は流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される項目及び物質の検定方法等を規定しており、そのうち一部の物質等については、日本産業規格の「工場排水試験方法（JIS K 0102）」を検定方法として規定している。

今般、関連試験方法の再編成により当該工場排水試験方法は「工業用水試験方法（JIS K 0101）」と統合し、「工業用水・工場排水試験方法（JIS K 0102-1, -2, -3, -4, -5）」の5部編成の規格群へと変更された。これにより、従来の工場排水試験方法は一定の期間を設け廃止が予定されている。

上記を踏まえ、本省令において工場排水試験方法の規格番号を引用していた箇所について、工業用水・工場排水試験方法の規格番号に改正を行った（令和7年4月1日施行）。なお、本省令改正については規定している JIS 規格番号の変更のみで、検定方法に変更は生じていない。

## ②「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）」等の改正について

「下水の水質の検定方法等に関する省令」第8条では、環境大臣が定める方法として環境省告示が引用されている。令和7年4月に分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、環境省告示が改正された（令和7年4月1日施行）。これにより、これまで適用除外とされていた小型蒸留装置について適用可能となるなど、下水の水質の検定方法に一部変更が生じているため、改正内容に留意し、下水の水質の検定においては適切に実施されたい。

・告示改正について

環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02894.html](https://www.env.go.jp/press/press_02894.html)

## 3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に関する取り組みについて

### ①PRTR届出

一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、都道府県は毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければならないことから、万全を期されたい。また、電子届出については、令和6年度までの間に行われる届出に限り、届出期限が延長されていたが、令和7年度からは電子届出についても6月30日までが届出期限となっているため留意されたい。

PRTRの届出方法は、電子届出、磁気データ届出、紙面届出があり、このうち、電子届出は、PRTR届出に係る事務作業全体の省力化に有効であることから、磁気データ及び紙面による届出を行っている下水道管理者においては、電子届出の促進にご協力頂きたい。

・電子届出方法について

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

・「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」(令和5年4月改訂)

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000447.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000447.html)

・下水道業における届出対象は、事業者常時使用する従業員の数（全国の支社・出張所等を含めたすべての事業所の従業員の数の合計）が21人以上の場合であり、多くの場合、事業者は「地方公共団体」となり、その全職員数で判断されるため必然的に届出対象となる。ただし、地方公営企業の場合は、当該企業の全職員の数の合計で判断される。

詳細な下水道事業者の判定フローや、届出対象除外要件については、令和7年4月18日付大臣官房参事官（上下水道技術）付事務連絡「PRTR制度

における届出及び化学物質管理計画の策定について」を参照されたい。

## ②化学物質管理計画の策定

各地方公共団体におかれては、化管法の化学物質管理指針に基づく化学物質管理計画の策定（令和6年6月時点で約46%）を進めるなど、過去の水質事故の有無等に関わらず、より一層の化学物質の自主的な管理の改善をお願いします。

なお、化学物質管理計画の策定にあたっては、上述の事務連絡に掲載している簡易様式を適宜活用されたい。

## ③水銀の大気への排出量の把握・届出

届出事業所が大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に該当する場合は、水銀及びその化合物（管理番号237）の大気への排出量を把握し、届出を行う必要がある。該当する下水道事業者においては留意されたい。